

料金表

通則

(端数処理)

- 1 社は、料金の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(消費税)

- 2 料金には、消費税(地方消費税を含みます。)が含まれています。

(料金の免除)

- 3 社は、法第13条の規定に基づきその規定によることとされる捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約(昭和28年条約第25号)第5条第2項、第33条第1項、第74条第2項及び第124条並びに戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約(昭和28年条約第26号)第141条の規定によるべき場合は、この料金表に規定する料金を免除します。
- 4 社は、法第19条の2及び第20条の規定に基づき、この料金表に規定する料金を免除することがあります。

第6表 小包郵便物の料金

第1 適用

- 1 小包郵便物の料金には、次の区別があります。
 - (1) 一般小包郵便物の料金
 - (2) 冊子小包郵便物の料金
 - (3) 心身障害者用冊子小包郵便物の料金
 - (4) 点字小包郵便物の料金
 - (5) 聴覚障害者用小包郵便物の料金
 - (6) 定形小包郵便物の料金
 - (7) 空港小包郵便物の料金
 - (8) ゴルフ小包郵便物の料金
 - (9) スキー小包郵便物の料金
 - (10) 簡易小包郵便物の料金
- 2 「一般小包郵便物」とは、1の(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)又は(10)の料金が適用される小包郵便物以外の小包郵便物をいいます。
- 3 一般小包郵便物の料金は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより適用します。
 - (1) 基本料金
基本料金は、(2)、(3)、(4)、(5)又は(6)の料金が適用される一般小包郵便物以外の一般小包郵便物について適用します。
 - (2) 特別料金(1)
特別料金(1)は、第8条(大きさ及び重量の制限)に規定する大きさの最大限又は重量の制限を超える一般小包郵便物について適用します。
 - (3) 特別料金(2)
特別料金(2)は、次に掲げる条件を満たす一般小包郵便物について適用します。
 - ア 次のいずれかに該当するものであること。
 - ア) 同時に10個以上差し出されたもの
 - イ) その差出人が、公社が別に定めるところにより、特別料金(2)の適用の申出をした上、一の郵便局(公社が別に定める郵便局を含みます。以下同じとします。)に1か月内に10個以上差し出されたもの
 - イ 公社が別に定める料金支払方法、差出時刻及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

(注1) アのイ)の公社が別に定めるところは、差出開始の予定期日の属する月の前月末日までに、氏名、住所その他差出郵便局が指示する事項を記載した書面を、その郵便局に提出していただくこととします。提出した書面の内容を変更しようとするとき又はその適用を受ける必要がなくなったときも同様とします。

(注2) アのイ)の公社が別に定める郵便局は、承認差出局とします。

(注3) イの公社が別に定める料金支払方法、差出時刻及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。
 - 1 料金別納、料金後納又は料金計器別納としたもの(アのイ)の申出をした上、差し出されるものにあつては、料金後納又は料金を後納とする料金計器別納としたものに限ります。)であること。
 - 2 差出郵便局が指定した時刻までに差し出されたものであること。
 - 3 あて名変換郵便としないものであること。
- (4) 特別料金(3)
特別料金(3)は、次に掲げる条件を満たす一般小包郵便物について適用します。

- ア その差出人が、公社が別に定めるところにより、特別料金(3)の適用の申出をした上、差し出されたもの、又はその受取人が、公社が別に定めるところにより、特別料金(3)の適用の申出をした上、交付を受けたものであること。
- イ 特別料金(3)の適用の申出をした差出人から差し出されたものにあつては、料金別納（同時に200個以上差し出されたものに限りまゝ。）料金後納（毎月差し出すことを予定している個数が200個以上であることを申し出た者から差し出されたものに限りまゝ。）又は料金計器別納（毎月差し出すことを予定している個数が200個以上であることを申し出た者から差し出されたものに限りまゝ。）としたものであること。
- ウ 特別料金(3)の適用の申出をした受取人が交付を受けたものにあつては、料金着払（毎月交付を受けることを予定している個数が200個以上であることを申し出た者が交付を受けたものに限りまゝ。）としたものであること。
- エ 公社が別に定める取扱いに関する条件を満たすものであること。

(注1) アの差出人の申出に係る公社が別に定めるところは、次に定めるところによります。

- 1 料金別納とするものを差し出す場合にあつては、差出しの際、差出郵便局に特別料金(3)の適用を申し出ていただきます。
- 2 1以外のものを差し出す場合にあつては、差出開始の予定期日の属する月の前月末日までに、氏名、住所、毎月差し出すことを予定している一般小包郵便物の個数（200個以上に限りまゝ。）その他差出郵便局が指示する事項を記載した書面を、その郵便局に提出していただきます。提出した書面の内容を変更しようとするとき又はその適用を受ける必要がなくなったときも同様とします。

(注2) アの受取人の申出に係る公社が別に定めるところは、受取開始の予定期日の属する月の前月末日までに、氏名、住所、毎月交付を受けることを予定している一般小包郵便物の個数（200個以上に限りまゝ。）その他その郵便物の配達事務を取り扱う郵便局が指示する事項を記載した書面を、その郵便局に提出していただくこととします。提出した書面の内容を変更しようとするとき又はその適用を受ける必要がなくなったときも同様とします。

(注3) エの公社が別に定める取扱いに関する条件は、あて名変換郵便としないものであることとします。

(5) 特別料金(4)

特別料金(4)は、次に掲げる条件を満たす一般小包郵便物について適用します。

- ア その差出人が、公社が別に定めるところにより、特別料金(4)の適用及び適用すべき料金表の区別の申出をした上、差し出されたものであること。
- イ 公社が別に定める重量、料金支払方法、差出郵便局、差出時刻及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

(注1) アの公社が別に定めるところは、次に定めるところによります。

- 1 差出開始の予定期日の属する月の前月末日までに、氏名、住所、適用すべき料金表その他支社が指定した郵便局が指示する事項を記載した書面を、その郵便局に提出していただきます。提出した書面の内容を変更しようとするとき又はその適用を受ける必要がなくなったときも同様とします。
- 2 同一差出人が適用を申し出ることができる料金表は、第2の1の(5)のア（6キログラムまでのものに適用する料金表）に規定する料金表（以下この(5)の（注2）において「6キログラム料金表」といいます。）又は第2の1の(5)のイ（11キログラムまでのものに適用する料金表）に規定する料金表（以下この(5)の（注2）において「11キログラム料金表」といいます。）のいずれか一とします。

(注2) イの公社が別に定める重量、料金支払方法、差出郵便局、差出時刻及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。

- 1 次の区別に従い、それぞれ次に掲げる重量を超えないものであること。
 - (1) 6キログラム料金表の適用の申出をした者から差し出されるもの

6 キログラム

(2) 11キログラム料金表の適用の申出をした者から差し出されるもの

11キログラム

- 2 料金後納（料金を後納とする料金計器別納を含みます。）としたものであること。
- 3 （注1）の書面を提出した郵便局に差し出されたものであること。
- 4 差出郵便局が指定した時刻までに差し出されたものであること。
- 5 一般書留、代金引換及び保冷郵便以外の特殊取扱としないものであること。

(6) 特別料金(5)

ア 特別料金(5)は、次に掲げる条件を満たす一般小包郵便物について適用します。

(ア) その差出人が、公社が別に定めるところにより、一の郵便局に差出開始の予定期日の属する月から1年内に差し出すことを予定している一般小包郵便物の個数（20,000個以上に限り、以下この(6)及び第2の1の(6)において「1年内の差出予定個数」といいます。）適用すべき料金表の区別その他の事項を申し出た上、差し出されたものであること。

(イ) 公社が別に定める重量、料金支払方法、差出郵便局、差出時刻及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

(注1) (ア)の公社が別に定めるところは、次に定めるところによります。

- 1 差出開始の予定期日の属する月の前月末日までに、氏名、住所、適用すべき料金表、1年内の差出予定個数その他差出郵便局が指示する事項を記載した書面を、その郵便局に提出していただきます。提出した書面の内容（1年内の差出予定個数を除きます。）を変更しようとするとき又はその適用を受ける必要がなくなったときも同様とします。
- 2 同一差出人が適用を申し出ることができる料金表は、第2の1の(6)のア（2キログラムまでのものに適用する料金表）に規定する料金表（以下このアの（注2）において「2キログラム料金表」といいます。）第2の1の(6)のイ（6キログラムまでのものに適用する料金表）に規定する料金表（以下このアの（注2）において「6キログラム料金表」といいます。）又は第2の1の(6)のウ（11キログラムまでのものに適用する料金表）に規定する料金表（以下このアの（注2）において「11キログラム料金表」といいます。）のいずれか一とします。

(注2) (イ)の公社が別に定める重量、料金支払方法、差出郵便局、差出時刻及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。

1 次の区別に従い、それぞれ次に掲げる重量を超えないものであること。

(1) 2キログラム料金表の適用の申出をした者から差し出されるもの

2キログラム

(2) 6キログラム料金表の適用の申出をした者から差し出されるもの

6キログラム

(3) 11キログラム料金表の適用の申出をした者から差し出されるもの

11キログラム

2 料金後納（料金を後納とする料金計器別納を含みます。）としたものであること。

3 別記18に掲げる郵便局又は集配郵便局（別記18に掲げるものを除きます。）に差し出されたものであること。

4 差出郵便局が指定した時刻までに差し出されたものであること。

5 一般書留、代金引換及び保冷郵便以外の特殊取扱としないものであること。

イ アの(ア)の申出をした者から差し出された一般小包郵便物であってアに掲げる条件を満たすものについては、特別料金(5)以外の料金を適用しません。

- 4 「冊子小包郵便物」とは、冊子とした印刷物その他の印刷物（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法による記録に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」といいます。）を含みます。以下第6表において同じとします。）を内容とする小包郵便物であって、次に掲げる条件を

満たすものをいいます。

- (1) 内部に公社が別に定めるもの以外のものを添付しないものであること。
- (2) 公社が別に定める重量、包装及び表示に関する条件を満たすものであること。

(注1) (1)の公社が別に定めるものは、その郵便物の内容たる物に係るもので、次に掲げるものとしません。

- 1 内容たる印刷物の重量を超えず、かつ、その印刷物の題号及び「付録」の文字を記載したものの
- 2 注文用に充てるための郵便振替払込書用紙、返信に必要な事項を記載した用紙その他これらに類するもの
- 3 注文用又は返信用に充てるためのあて名を記載した封筒又は郵便葉書
- 4 注文を促すための商品見本であって、「見本」、「試供品」又は「サンプル」の文字を記載したものの
- 5 その他注文又は返信を促すためのものその他これに類するもの

(注2) (2)の公社が別に定める重量、包装及び表示に関する条件は、次のとおりとします。

- 1 重量が3キログラム(特別料金(7)が適用されるものにあつては、4キログラム)を超えないものであること。
- 2 その郵便物の内容品の見本を提示して差し出す場合を除き、次に定めるところに従い、その内容品が容易に認定できるように包装して差し出されたものであること。
 - (1) 封筒又は袋に納めるものにあつては、その納入口若しくはこれに相当する部分の一部を開き、又はその内容品の大部分を透視することができるようにすること。
 - (2) その他の包装をするものにあつては、包装の外部に無色透明の部分設けること。
- 3 表面の見やすい所に「冊子小包」の文字を明瞭に記載したものであること。

5 冊子小包郵便物の料金は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより適用します。

(1) 基本料金

基本料金は、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)若しくは(8)の料金が適用される冊子小包郵便物又は心身障害者用冊子小包郵便物以外の冊子小包郵便物(冊子とした印刷物又は電磁的記録媒体を内容とするものに限り、)について適用します。

(2) 特別料金(1)

ア 特別料金(1)は、次に掲げる条件を満たす冊子小包郵便物について適用します。

ア) 次のいずれかに該当するものであること。

A 同時に500個以上差し出されたもの

B その差出人が、公社が別に定めるところにより申出をした上、一の郵便局に1か月内に500個以上(同一郵便区内のみにおいてその引受け及び配達を行うもの以外のものについては、その差出人が、その差出しの日の属する月の前月の前1年以内に、特別料金(1)又は特別料金(2)が適用されるものを一の郵便局に6,000,000個以上差し出したときは、同時に100個以上、かつ、1か月内に500個以上)差し出されたもの

イ) その郵便物をこれと同種の他の郵便物の送達日数に3日程度加算した日数により送達する特別な取扱いをすることの承諾(以下この5において「3日程度送達余裕承諾」といいます。)をしたものであること。

ウ) 公社が別に定める形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出郵便局、差出時刻、外部記載事項及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

イ アのア)のBの申出をした者から差し出された冊子小包郵便物について、一の郵便局における1か月内の差出個数が500個に満たなかった場合にあつては、(1)の規定にかかわらず、基本料金を適用します。

(注1) アのア)のBの公社が別に定めるところは、差出開始の予定期日の属する月の前月末日までに、氏名、住所その他差出郵便局が指示する事項を記載した書面を、その郵便局に提出していただくこととします。提出した書面の内容を変更しようとするときも同様とします。

(注2) アの(ウ)の公社が別に定める形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出郵便局、差出時刻、外部記載事項及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。

- 1 同時に差し出すものの形状及び重量が同一であること。ただし、差出郵便局が指示するところにより郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分されたものの把束の数等その郵便局が指示する事項を記載した書面又はその事項を記録した電磁的記録媒体(公社が指定するものに限りません。)を、その郵便局が指示するところにより添えるものにあつては、この限りではありません。
- 2 料金別納、料金後納又は料金計器別納としたもの(アの(ア)のBの申出をした上差し出されるものにあつては、料金後納又は料金を後納とする料金計器別納としたものに限りません。)であること。
- 3 郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分したものであること。ただし、同時差出個数が500個に満たない場合にあつては、差出郵便局が指示するところによります。
- 4 差出郵便局が交付する用紙に、区分された郵便区番号等その郵便局が指示する事項を記載し、及び次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる文字を朱記して、その郵便局が指示するところにより、これを郵便物とともに把束した上、その郵便局が指定するところにより、郵便区番号ごとにまとめたものであること。ただし、同時差出個数が500個に満たない場合にあつては、差出郵便局が指示するところによります。
 - (1) (2)に掲げるとき以外のとき 「特割」
 - (2) その郵便物をこれと同種の他の郵便物の送達日数に7日程度加算した日数により送達する特別な取扱いをすることの承諾(以下この5において「7日程度送達余裕承諾」といいます。)をしたとき 「特特」
- 5 次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる郵便局に差し出されたものであること。ただし、(1)に掲げる郵便物を差し出そうとする者(その差出しの日の属する月の前月の前1年以内に、特別料金(1)又は特別料金(2)が適用されるものを一の郵便局に6,000,000個以上差し出した者を除きます。)は、あらかじめ差出郵便局の承認を受け、その郵便物と同時に(2)に掲げる郵便物をその郵便局に差し出すことができます。
 - (1) 同一郵便区内のみにおいてその引受け及び配達を行うもの
その郵便物の受取人の住所又は居所の郵便物配達を受け持つ郵便局
 - (2) (1)以外のもの
 - ア その差出人が、その差出しの日の属する月の前月の前1年以内に、特別料金(1)又は特別料金(2)が適用されるものを一の郵便局に6,000,000個以上差し出した場合
別記18の2に掲げる郵便局
 - イ アに掲げる場合以外の場合
アに掲げる郵便局のほか、その郵便物の引受けに関する事務に支障がない郵便局として支社が指定したもの
- 6 差出郵便局が指定した時刻までに差し出されたものであること。
- 7 差出郵便局が指示するところにより、外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載したものであること。
- 8 特殊取扱としないものであること。

(3) 特別料金(2)

特別料金(2)は、(2)のアの(イ)及び(ウ)に掲げる条件のほか、次のいずれかの条件を満たす冊子小包郵便物について適用します。

ア 同時に5,000個以上差し出されたものであること。

イ その差出人が、(2)のアの(ア)のBの申出をした上、一の郵便局に1か月内に5,000個以上(同一郵便区内のみにおいてその引受け及び配達を行うもの以外のものについては、その差出人が、その差出しの日の属する月の前月の前1年以内に、特別料金(1)又は特別料金(2)が適用されるものを一の郵便局に6,000,000個以上差し出したときは、同時に100個以上、かつ、1か月内に5,000個以上)差し出されたものであること。

(4) 特別料金(3)

ア 特別料金(3)は、次に掲げる条件を満たす冊子小包郵便物について適用します。

- (ア) その差出人が、公社が別に定めるところにより、一の郵便局に差出開始の予定期日の属する月から1年以内に差し出すことを予定している冊子小包郵便物の個数(1,000,000個以上に限り、以下この(4)及び第2の2の(4)において「1年内の差出予定個数」といいます。)その他の事項を申し出た上、差し出されたものであること。
- (イ) 同時に100個以上差し出されたものであること。
- (ウ) 3日程度送達余裕承諾をしたものであること。
- (イ) 公社が別に定める大きさ、形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出郵便局、差出時刻、外部記載事項及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

(注1) (ア)の公社が別に定めるところは、差出開始の予定期日の属する月の前月末日までに、氏名、住所、1年内の差出予定個数その他差出郵便局が指示する事項を記載した書面を、その郵便局に提出していただくこととします。提出した書面の内容(1年内の差出予定個数を除きます。)を変更しようとするとき又は特別料金(3)の適用を受ける必要がなくなったときも同様とします。

(注2) (イ)の公社が別に定める大きさ、形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出郵便局、差出時刻、外部記載事項及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。

- 1 (2)の(注2)に掲げる条件(2、4及び5を除きます。)を満たすものであること。
- 2 大きさが、長さ34センチメートル、幅25センチメートル、厚さ3.5センチメートルを超えないものであること。
- 3 料金後納(料金を後納とする料金計器別納を含みます。)としたものであること。
- 4 差出郵便局が交付する用紙に、区分された郵便区番号等その郵便局が指示する事項を記載し、及び「特割」の文字を朱記して、その郵便局が指示するところにより、これを郵便物とともに把束した上、その郵便局が指定するところにより、郵便区番号ごとにまとめたものであること。ただし、同時差出個数が500個に満たない場合にあっては、差出郵便局が指示するところにより、
- 5 差出郵便局が必要と認めるときは、第3の2の(1)の(ア)の(ウ)の(注2)に掲げる条件を満たすものであること。
- 6 別記18に掲げる郵便局に差し出されたものであること。

イ (ア)の申出をした者から差し出された冊子小包郵便物であってアに掲げる条件を満たすものについては、特別料金(3)以外の料金を適用しません。

(5) 特別料金(4)

ア 特別料金(4)は、次に掲げる条件を満たす冊子小包郵便物について適用します。

- (ア) 配達記録郵便としたものであること。
- (イ) その差出人が、公社が別に定めるところにより、一の郵便局に差出開始の予定期日の属する月から1年以内に差し出すことを予定している冊子小包郵便物の個数(200,000個以上に限り、以下この(5)及び第2の2の(5)において「1年内の差出予定個数」といいます。)その他の事項を申し出た上、差し出されたものであること。
- (ウ) 3日程度送達余裕承諾をしたものであること。
- (イ) 公社が別に定める大きさ、形状、重量、料金支払方法、区分、差出方法、差出郵便局、差出時刻、外部記載事項及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

(注1) (イ)の公社が別に定めるところは、差出開始の予定期日の属する月の前月末日までに、氏名、住所、1年内の差出予定個数その他差出郵便局が指示する事項を記載した書面を、その郵便局に提出していただくこととします。提出した書面の内容(1年内の差出予定個数を除きます。)を変更しようとするとき又は特別料金(4)の適用を受ける必要がなくなったときも同様とします。

(注2) (イ)の公社が別に定める大きさ、形状、重量、料金支払方法、区分、差出方法、差出郵便局、差出時刻、外部記載事項及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。

- 1 表面及び裏面が長方形で、その長方形の大きさが長さ14センチメートルから23.5センチメートルまで、幅9センチメートルから13センチメートルまでのものであること。
- 2 厚さが最も厚い部分において1センチメートルを超えないものであること。
- 3 重量が100グラムを超えないものであること。
- 4 料金後納（料金を後納とする料金計器別納を含みます。）としたものであること。
- 5 差出郵便局の指示に従い、郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分し、その郵便局が指定するところによりまとめ、そのまとめられたものごとの数量等差出郵便局が指示する事項を記載した書面を添えるものであること。ただし、同時差出個数が500個に満たない場合にあつては、差出郵便局が指示するところによります。
- 6 差出郵便局が必要と認めるときは、その郵便局が指示するところにより、その郵便物を差し出そうとする日の前日から起算して10日前の日（その郵便局がその郵便物の引受けに関する事務に支障がないと認める場合にあつては、その郵便局が指定する日）までに、差し出そうとする郵便物の概数その他その郵便局が指示する事項を記載した書面を提出した上、その郵便局が指示するところにより、その郵便局が指定する容器に納入し、かつ、その書面に記載されたところに従い、差し出されたものであること。
- 7 その郵便物の引受けに関する事務に支障がない郵便局として支社が指定したものに差し出されたものであること。
- 8 差出郵便局が指定した時刻までに差し出されたものであること。
- 9 差出郵便局が指示するところにより、外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載したものであること。
- 10 配達記録郵便以外の特殊取扱としないものであること。

イ アの(イ)の申出をした者から差し出された冊子小包郵便物であつてアに掲げる条件を満たすものについては、特別料金(4)以外の料金を適用しません。

(6) 特別料金(5)

特別料金(5)は、次に掲げる条件を満たす冊子小包郵便物について適用します。

ア あて名の記載を省略したものであること。

イ 同一差出人から、公社が指定する地域ごとの配達箇所数に基づいて、その一以上の地域の住宅等のすべてに配達するために差し出されたものであること。

ウ 3日程度送達余裕承諾をしたものであること。

エ 12月13日から翌年1月14日までの間に差し出されたものでないこと。

オ 公社が別に定める大きさ、形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出郵便局、差出時刻、外部記載事項、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

(注) オの公社が別に定める大きさ、形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出郵便局、差出時刻、外部記載事項、表示及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。

- 1 大きさが、長さ34センチメートル、幅25センチメートルを超えないものであること。
- 2 重量が100グラムを超えないものであること。
- 3 形状、重量及び取扱いが同一のものであること。
- 4 料金別納、料金後納又は料金計器別納としたものであること。
- 5 差出郵便局が指定するところにより、地域ごと又は一定の個数ごとに区分し、その郵便局が交付する用紙にその地域の名称、郵便区番号及びその郵便局が指示する事項を記載し、及び「3日」の文字を朱記して、その郵便局が指示するところにより、これを郵便物とともに把束した上、その郵便局が指定するところにより、地域ごと又は郵便区番号ごとにまとめたものであること。
- 6 公社所定の書面を添えて差し出されたものであること。この場合において、料金後納として差し出す場合には、第58条（料金後納の差出方法）の（注1）の1及び3に規定する公社所定の書面の提出は要しません。
- 7 あらかじめ、その郵便物の配達事務を取り扱う郵便局ごとの配達箇所数の異動により、その郵便局において配達すべきものとして差し出されたものの数量とその郵便局において配達を完

了したものの数量に過不足が生ずる場合があることを承諾して差し出されたものであること。
この場合における残余の郵便物については、差出人の申出により、次のいずれかの取扱いをします。

- (1) 内国郵便約款第98条（郵便物が返還される場合の棄却請求）第1項に規定する取扱い
- (2) その郵便局において差出人が指定した地域以外の地域がある場合には、その地域の住宅等の全部又は一部に配達する取扱い

8 次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる郵便局に差し出されたものであること。

- (1) 同一郵便区内のみにおいてその引受け及び配達を行うもの
配達郵便局
- (2) (1)以外のもの
別記18に掲げる郵便局

9 差出郵便局が指定した時刻までに差し出されたものであること。

10 差出郵便局が指示するところにより、外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載したものであること。

11 表面の見やすい所に「配達地域指定冊子小包」の文字を明瞭に記載したものであること。

12 特殊取扱としないものであること。

(7) 特別料金(6)

特別料金(6)は、(6)のアからエまでに掲げる条件のほか、次に掲げる条件を満たす冊子小包郵便物について適用します。

ア 同時に500個以上差し出されたものであること。

イ 公社が別に定める大きさ、形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出郵便局、差出時刻、外部記載事項、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

(注) イの公社が別に定める大きさ、形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出郵便局、差出時刻、外部記載事項、表示及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。

- 1 (6)の(注)に掲げる条件(1及び5を除きます。)を満たすものであること。
- 2 大きさが、長さ34センチメートル、幅25センチメートル、厚さ1センチメートルを超えないものであること。
- 3 その郵便物を差し出そうとする日の前日から起算して14日前の日までに、差し出そうとする郵便物の配達地域その他差出郵便局が指示する事項を記載した書面又はその事項を記録した電磁的記録媒体(公社が指定するものに限り、以下この(注)の3において「書面等」といいます。)を提出した上、その書面等に記載され、又は記録されたところに従い、差し出されたものであること。
- 4 差出郵便局が指定するところにより、地域ごと又は一定の個数ごとに区分し、その郵便局が交付する用紙にその地域の名称、郵便区番号及びその郵便局が指示する事項を記載し、及び次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる文字を朱記して、その郵便局が指示するところにより、これを郵便物とともに把束した上、その郵便局が指定するところにより、地域ごと又は郵便区番号ごとにまとめたものであること。
 - (1) (2)に掲げるとき以外のとき 「3日」
 - (2) 7日程度送達余裕承諾をしたとき 「7日」

(8) 特別料金(7)

ア 特別料金(7)は、次に掲げる条件を満たす冊子小包郵便物について適用します。

ア その差出人が、公社が別に定めるところにより、一の郵便局に差出開始の予定期日の属する月から1年内に差し出すことを予定している冊子小包郵便物の個数(30,000,000個以上に限ります。以下この(8)及び第2の2の(8)において「1年内の差出予定個数」といいます。)その他の事項を申し出た上、差し出されたものであること。

(イ) 7日程度送達余裕承諾をしたものであること。

(ウ) 公社が別に定める大きさ、形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出郵便局、差出時刻、外部記載事項及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

(注1) (ア)の公社が別に定めるところは、差出開始の予定期日の属する月の前月末日までに、氏名、住所、1年内の差出予定個数その他差出郵便局（他局差出承認を受けた者にあつては、特例承認局）が指示する事項を記載した書面を、その郵便局に提出していただくこととします。提出した書面の内容（1年内の差出予定個数を除きます。）を変更しようとするとき又は特別料金(7)の適用を受ける必要がなくなったときも同様とします。

(注2) (ウ)の公社が別に定める大きさ、形状、重量、料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出郵便局、差出時刻、外部記載事項及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。

なお、差出郵便局が必要と認めるときは、これらの条件について、この（注2）の7の書面を提出した日から差し出そうとする日までの間に、その郵便局が適当と認める方法により確認することがあります。

- 1 (2)の（注2）に掲げる条件（1、2、4及び5を除きます。）を満たすものであること。
- 2 大きさが、長さ40センチメートル、幅35センチメートル、厚さ10センチメートルを超えないものであること。
- 3 同時に差し出すものの形状及び重量が同一であること。ただし、郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとの把束されたものの数等差出郵便局が指示する事項を、その郵便局が指定する方法により申し出た上、差し出される場合にあつては、この限りではありません。
- 4 料金後納（料金を後納とする料金計器別納を含みます。）としたものであること。
- 5 郵便物の表面又は差出郵便局が交付する用紙に、区分された郵便区番号等その郵便局が指示する事項を記載し、及び「特特」の文字を記載（差出郵便局が交付する用紙にあつては朱記）して、その郵便局が指示するところにより把束（差出郵便局が交付する用紙は、これを郵便物とともに把束）した上、その郵便局が指定するところにより、郵便区番号ごとにまとめたものであること。ただし、同時差出個数が500個に満たない場合にあつては、差出郵便局が指示するところによります。
- 6 差出郵便局が必要と認めるときは、その郵便局が指示するところにより、郵便区番号ごとにまとめたものを、その郵便局が指定する容器に納入し、かつ、その容器にその郵便局が指示する事項を表示した上、差し出されたものであること。
- 7 差出郵便局が指示するところにより、その郵便物を差し出そうとする日の前日から起算して15日前の日（その郵便局がその郵便物の引受けに関する事務に支障がないと認める場合にあつては、その郵便局が指定する日）までに、差し出そうとする郵便物の概数その他その郵便局が指示する事項を記載した書面を提出した上、その書面に記載されたところに従い、差し出されたものであること。
- 8 郵便物の表面の見やすい所に第78条（受取人不在等の場合の取扱い）の（注2）の6に規定する場所を明瞭に記載した上、差し出されたものであること。
- 9 別記18に掲げる郵便局に差し出されたものであること。この場合において、差出郵便局の数は10を超えないものとします。

イ アの(ア)の申出をした者から差し出された冊子小包郵便物であつてアに掲げる条件を満たすものについては、特別料金(7)以外の料金を適用しません。

6 「心身障害者用冊子小包郵便物」とは、冊子小包郵便物（冊子とした印刷物を内容とするものに限りま

す。）であつて、次に掲げる条件を満たすものをいいます。
(1) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館（7の規定により届出をしたものに限りま

す。）と身体に重度の障害がある者又は知的障害の程度が重い者との間に郵便による図書の閲覧のために発受するものであること。

(注) (2)の公社が別に定める差出郵便局及び表示に関する条件は、次のとおりとします。

- 1 図書館から差し出されるものは、その図書館の所在地の郵便物配達を受け持つ郵便局又はその

郵便局の郵便物配達受持区域内にある郵便局であって支社が指定したものに差し出されたものであること。

2 表面の見やすい所に、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる事項を明瞭に記載したものであること。

- (1) 図書館から差し出されるもの
「図書館用冊子小包」の文字並びに図書館の名称及び所在地
- (2) 図書館にあてて差し出されるもの
「図書館用冊子小包」の文字

7 心身障害者用冊子小包郵便物を発受しようとする図書館は、公社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。図書館の名称若しくは所在地を変更しようとするとき又は郵便による図書の閲覧に関する業務をやめたときも同様とします。

(注) 公社が別に定めるところは、心身障害者用冊子小包郵便物を発受しようとするとき又は図書館の名称若しくは所在地を変更するときは、あらかじめ公社所定の書面に郵便による図書の閲覧業務に関する資料を添えて6の(2)の(注)の1の郵便局に提出し、その郵便物を発受する図書館が郵便による図書の閲覧業務をやめたときは、直ちに公社所定の書面をその郵便局に提出していただくこととします。

8 「点字小包郵便物」とは、点字のみを掲げたものを内容とする小包郵便物であって、公社が別に定める包装及び表示に関する条件を満たすものをいいます。

(注) 公社が別に定める包装及び表示に関する条件は、次のとおりとします。

- 1 4の(注2)の2に掲げる条件を満たすものであること。
- 2 表面の見やすい所に「点字小包」の文字を明瞭に記載したものであること。

9 「聴覚障害者用小包郵便物」とは、聴覚障害者用のビデオテープを内容とする小包郵便物であって、次に掲げる条件を満たすものをいいます。

- (1) 聴覚障害者の福祉を増進することを目的とする施設(公社が指定するものに限り、)と聴覚障害者との間に郵便によるビデオテープの貸出し又は返却のために発受するものであること。
- (2) 公社が別に定める重量、差出郵便局、包装及び表示に関する条件を満たすものであること。

(注) (2)の公社が別に定める重量、差出郵便局、包装及び表示に関する条件は、次のとおりとします。

- 1 重量が3キログラムを超えないものであること。
- 2 施設から差し出されるものは、その施設の所在地の郵便物配達を受け持つ郵便局又はその郵便局の郵便物配達受持区域内にある郵便局であって支社が指定したものに差し出されたものであること。
- 3 4の(注2)の2に掲げる条件を満たすものであること。
- 4 表面の見やすい所に、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる事項を明瞭に記載したものであること。
 - (1) 施設から差し出されるもの
「聴覚障害者用小包」の文字並びに施設の名称及び所在地
 - (2) 施設にあてて差し出されるもの
「聴覚障害者用小包」の文字

10 9の(1)の公社の指定を受けようとする施設は、公社が別に定めるところにより、その請求をしていただきます。

(注) 公社が別に定めるところは、公社所定の書面に定款、寄附行為その他聴覚障害者の福祉を増進することを目的とする施設であることを証明することができる書類を添付して、公社に提出していただくこととします。

11 9の(1)の公社の指定を受けた施設は、その名称若しくは所在地を変更しようとするとき又は聴覚障害者用小包郵便物を差し出す必要がなくなったときは、公社が別に定めるところにより、届出をしていただきます。

(注) 公社が別に定めるところは、直ちに公社所定の書面を9の(注)の2の郵便局に提出していただくこととします。

12 「定形小包郵便物」とは、定形小包包装物(別記19に規定する規格及び様式により公社が発行する紙製の封筒をいいます。以下同じとします。)に納入して差し出された小包郵便物であって、次に掲げる条件を満たすものをいいます。

(1) 定形小包包装物にはり付けられた郵便物の配達証がはがれていないものであって、公社が別に定めるところにより、差し出されたものであること。

(2) 公社が別に定める取扱いに関する条件を満たすものであること。

(注1) (1)の公社が別に定めるところは、次のとおりとします。

1 公社が指定する方法により納入口を封じること。

2 定形小包包装物の一部の切取りその他の加工をしないこと。

(注2) (2)の公社が別に定める取扱いに関する条件は、特殊取扱としないものであることとします。

13 「空港小包郵便物」とは、旅行かばん、ゴルフ用具又はスキー用具を内容とする小包郵便物であって、次に掲げる条件を満たすものをいいます。

(1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 空港内にある郵便局(公社が指定したものに限ります。イにおいて同じとします。)に留め置くもの

イ 空港内にある郵便局に差し出されたもの

(2) 公社が別に定める差出日時、包装、表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

(注) (2)の公社が別に定める差出日時、包装、表示及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。

1 差出郵便局が指定した日時までに差し出されたものであること。

2 差出郵便局が指示するところにより、内容品が容易に認定できるように包装したものであること。

3 表面の見やすい所に「空港小包」の文字及び航空機に搭乗する予定年月日その他の差出郵便局が指示する事項を明瞭に記載したものであること。

4 特殊取扱としないものであること。

5 公社が指定する方法により交付することを承諾したものであること。

14 空港小包郵便物の料金は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより適用します。

(1) 基本料金

基本料金は、(2)の料金が適用される空港小包郵便物以外の空港小包郵便物について適用します。

(2) 特別料金

特別料金は、第8条(大きさ及び重量の制限)に規定する大きさの最大限又は重量の制限を超える空港小包郵便物について適用します。

15 「ゴルフ小包郵便物」とは、ゴルフ用具を内容とする小包郵便物(空港小包郵便物を除きます。)であって、公社が別に定める差出日時、包装、表示及び取扱いに関する条件を満たすものをいいます。

(注) 公社が別に定める差出日時、包装、表示及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。

1 差出郵便局が指定した日時までに差し出されたものであること。

2 差出郵便局が指示するところにより、内容品が容易に認定できるように包装したものであること。

3 表面の見やすい所に「ゴルフ小包」の文字及び使用予定年月日その他の差出郵便局が指示する事

項を明瞭に記載したものであること。

4 特殊取扱としないものであること。

5 会社が指定する方法により交付することを承諾したものであること。

16 ゴルフ小包郵便物の料金は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより適用します。

(1) 基本料金

基本料金は、(2)の料金が適用されるゴルフ小包郵便物以外のゴルフ小包郵便物について適用します。

(2) 特別料金

特別料金は、第8条(大きさ及び重量の制限)に規定する大きさの最大限又は重量の制限を超えるゴルフ小包郵便物について適用します。

17 「スキー小包郵便物」とは、スキー用具を内容とする小包郵便物(空港小包郵便物を除きます。)であって、会社が別に定める差出日時、包装、表示及び取扱いに関する条件を満たすものをいいます。

(注) 会社が別に定める差出日時、包装、表示及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。

1 差出郵便局が指定した日時までに差し出されたものであること。

2 差出郵便局が指示するところにより、内容品が容易に認定できるように包装したものであること。

3 表面の見やすい所に「スキー小包」の文字及び使用予定年月日その他の差出郵便局が指示する事項を明瞭に記載したものであること。

4 特殊取扱としないものであること。

5 会社が指定する方法により交付することを承諾したものであること。

18 スキー小包郵便物の料金は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより適用します。

(1) 基本料金

基本料金は、(2)の料金が適用されるスキー小包郵便物以外のスキー小包郵便物について適用します。

(2) 特別料金

特別料金は、第8条(大きさ及び重量の制限)に規定する大きさの最大限又は重量の制限を超えるスキー小包郵便物について適用します。

19 「簡易小包郵便物」とは、その表面の見やすい所にバーコードその他会社が指示する事項を記載し、又は別に記載して会社が別に定めるところにより添付した上差し出された小包郵便物であって、会社が別に定める大きさ、重量、表示及び取扱いに関する条件を満たすものをいいます。

(注1) 会社が別に定めるところは、次に定めるところによります。

1 あて名変換郵便とするものにあつては、差出郵便局が指示するところにより添付していただきます。

2 1以外のものにあつては、容易にはがれないよう全面を密着させて添付していただきます。

(注2) 会社が別に定める大きさ、重量、表示及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。

1 大きさが、長さ34センチメートル、幅25センチメートル、厚さ3.5センチメートルを超えないものであること。

2 重量が1キログラムを超えないものであること。

3 表面の見やすい所に「簡易小包」又はこれに相当する文字を明瞭に記載したものであること。

4 あて名変換郵便以外の特殊取扱としないものであること。

20 簡易小包郵便物の料金は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に定めるところにより適用します。

(1) 基本料金

基本料金は、(2)又は(3)の料金が適用される簡易小包郵便物以外の簡易小包郵便物について適用します。

(2) 特別料金(1)

特別料金(1)は、次に掲げる条件を満たす簡易小包郵便物について適用します。

ア その差出人が、会社が別に定めるところにより、一の郵便局に差出開始の予定期日の属する月から

1年以内に差し出すことを予定している簡易小包郵便物の個数（10,000個以上に限ります。以下この(2)及び第2の8の(2)において「1年内の差出予定個数」といいます。）その他の事項を申し出た上、差し出されたものであること。

イ その郵便物をこれと同種の他の郵便物の送達日数に1日程度加算した日数により送達する特別な取扱いをすることの承諾をしたもの（公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局に差し出されたものを除きます。）であること。

ウ 公社が別に定める料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出郵便局、差出時刻、外部記載事項及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

（注1）アの公社が別に定めるところは、差出開始の予定期日の属する月の前月末日までに、氏名、住所、1年内の差出予定個数その他差出郵便局（他局差出承認を受けた者にあつては、特例承認局）が指示する事項を記載した書面を、その郵便局に提出していただくこととします。提出した書面の内容（1年内の差出予定個数を除きます。）を変更しようとするとき又は特別料金(1)の適用を受ける必要がなくなったときも同様とします。

（注2）イの公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局は、別記18のとおりとします。

（注3）ウの公社が別に定める料金支払方法、区分、把束、差出方法、差出郵便局、差出時刻、外部記載事項及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。

- 1 料金後納（料金を後納とする料金計器別納を含みます。）としたものであること。
- 2 郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分したものであること。ただし、同時差出個数が500個に満たない場合にあつては、差出郵便局が指示するところによります。
- 3 差出郵便局が交付する用紙に、区分された郵便区番号等差出郵便局が指示する事項を記載し、及び「割引」の文字を朱記して、その郵便局が指示するところにより、これを郵便物とともに把束した上、その郵便局が指定するところにより、郵便区番号ごとにまとめたものであること。ただし、同時差出個数が500個に満たない場合にあつては、差出郵便局が指示するところによります。
- 4 郵便物の受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとの把束されたものの数等差出郵便局が指示する事項を記載した書面又はその事項を記録した電磁的記録媒体（公社が指定するものに限ります。）を郵便物に添えて差し出されたものであること。
- 5 別記18に掲げる郵便局又は集配郵便局（別記18に掲げるものを除きます。）に差し出されたものであること。この場合において、差出郵便局の数は20を超えないものとします。
- 6 差出郵便局が指定した時刻までに差し出されたものであること。
- 7 差出郵便局が指示するところにより、外部に差出人の氏名及び住所又は居所を明瞭に記載したものであること。
- 8 特殊取扱としないものであること。

(3) 特別料金(2)

特別料金(2)は、次に掲げる条件を満たす簡易小包郵便物について適用します。

ア その受取人が、公社が別に定めるところにより、受取開始の予定期日の属する月から1年以内に受け取ることを予定している簡易小包郵便物の個数（50,000個以上に限ります。以下この(3)及び第2の8の(3)において「1年内の受取予定個数」といいます。）その他の事項を申し出た上、交付を受けたものであること。

イ その受取人が、その郵便物の配達事務を取り扱う郵便局が指定する方法により交付を受けることについて承諾をしたものであること。

ウ 公社が別に定める料金支払方法及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

（注1）アの公社が別に定めるところは、受取開始の予定期日の属する月の前月末日までに、氏名、住所、1年内の受取予定個数その他その郵便物の配達事務を取り扱う郵便局が指示する事項を記載した書面を、その郵便局に提出していただくこととします。提出した書面の内容（1年内の受取予定個数を除きます。）を変更しようとするとき又は特別料金(2)の適用を受ける必要がなくなったときも同様とします。

(注2) ウの会社が別に定める料金支払方法及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。

- 1 料金を後納とする料金受取人払としたものであること。
- 2 特殊取扱としないものであること。

21 小包郵便物(定形小包郵便物及び簡易小包郵便物を除きます。)については、第3(料金割引)に定めるところにより、料金割引を適用します。

第2 料金額

1 一般小包郵便物の料金

(1) 基本料金

ア イに掲げるもの以外のもの

料金の区別 サイズ	県内あ てのも の	第1地 帯あて のもの	第2地 帯あて のもの	第3地 帯あて のもの	第4地 帯あて のもの	第5地 帯あて のもの	第6地 帯あて のもの	第7地 帯あて のもの
60サイズ	600円	700円	800円	900円	1,000円	1,100円	1,200円	1,300円
80サイズ	800円	900円	1,000円	1,100円	1,200円	1,300円	1,400円	1,500円
100サイズ	1,000円	1,100円	1,200円	1,300円	1,400円	1,500円	1,600円	1,700円
120サイズ	1,200円	1,300円	1,400円	1,500円	1,600円	1,700円	1,800円	1,900円
140サイズ	1,400円	1,500円	1,600円	1,700円	1,800円	1,900円	2,000円	2,100円
160サイズ	1,600円	1,700円	1,800円	1,900円	2,000円	2,100円	2,200円	2,300円
170サイズ	1,700円	1,900円	2,000円	2,100円	2,200円	2,300円	2,400円	2,500円

備考

- 1 「県内あてのもの」とは、同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び配達を行うものをいいます。以下同じとします。
- 2 地帯の区別は、付表1に掲げるところによります。イにおいて同じとします。
- 3 「サイズ」とは、郵便物の長さ、幅及び厚さの合計をいい、サイズの区別は、次に掲げるところによります。以下同じとします。

区 別	長さ、幅及び厚さの合計
60サイズ	60センチメートルまで
80サイズ	60センチメートルを超え80センチメートルまで
100サイズ	80センチメートルを超え1メートルまで
120サイズ	1メートルを超え1.2メートルまで
140サイズ	1.2メートルを超え1.4メートルまで
160サイズ	1.4メートルを超え1.6メートルまで
170サイズ	1.6メートルを超え1.7メートルまで

イ 郵便局において差し出されたもの

料金の区別 サイズ	県内あ てのも の	第1地 帯あて のもの	第2地 帯あて のもの	第3地 帯あて のもの	第4地 帯あて のもの	第5地 帯あて のもの	第6地 帯あて のもの	第7地 帯あて のもの
60サイズ	500円	600円	700円	800円	900円	1,000円	1,100円	1,200円
80サイズ	700円	800円	900円	1,000円	1,100円	1,200円	1,300円	1,400円
100サイズ	900円	1,000円	1,100円	1,200円	1,300円	1,400円	1,500円	1,600円
120サイズ	1,100円	1,200円	1,300円	1,400円	1,500円	1,600円	1,700円	1,800円
140サイズ	1,300円	1,400円	1,500円	1,600円	1,700円	1,800円	1,900円	2,000円
160サイズ	1,500円	1,600円	1,700円	1,800円	1,900円	2,000円	2,100円	2,200円
170サイズ	1,600円	1,800円	1,900円	2,000円	2,100円	2,200円	2,300円	2,400円

(2) 特別料金(1)

ア 第8条(大きさ及び重量の制限)に規定する大きさの最大限を超えるもの

(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの

(1) (基本料金)の規定により算出した額(「170サイズ」の欄に掲げるものに限りません。)

- (イ) 第1の3の(4) (特別料金(3)) に規定する条件を満たすもの
 (4) (特別料金(3)) の規定により算出した額
- イ 第8条 (大きさ及び重量の制限) に規定する重量の制限を超えるもの
- (ア) (イ)に掲げるもの以外のもの
 (1) (基本料金) の規定により算出した額
- (イ) 第1の3の(4) (特別料金(3)) に規定する条件を満たすもの
 (4) (特別料金(3)) の規定により算出した額 (「25キログラムを超え30キログラムまで」の欄に掲げるものに限ります。)

(3) 特別料金(2)

差出 個 数	料金の区別	県内あ てのも の	第1地 帯あ てのも の	第2地 帯あ てのも の	第3地 帯あ てのも の	第4地 帯あ てのも の	第5地 帯あ てのも の	第6地 帯あ てのも の	第7地 帯あ てのも の
	サイズ								
10個以上 20個未満	60サイズ	480円	560円	640円	720円	800円	880円	960円	1,040円
	80サイズ	640円	720円	800円	880円	960円	1,040円	1,120円	1,200円
	100サイズ	800円	880円	960円	1,040円	1,120円	1,200円	1,280円	1,360円
	120サイズ	960円	1,040円	1,120円	1,200円	1,280円	1,360円	1,440円	1,520円
	140サイズ	1,120円	1,200円	1,280円	1,360円	1,440円	1,520円	1,600円	1,680円
	160サイズ	1,280円	1,360円	1,440円	1,520円	1,600円	1,680円	1,760円	1,840円
	170サイズ	1,360円	1,520円	1,600円	1,680円	1,760円	1,840円	1,920円	2,000円
20個以上 50個未満	60サイズ	470円	550円	620円	700円	780円	860円	940円	1,010円
	80サイズ	620円	700円	780円	860円	940円	1,010円	1,090円	1,170円
	100サイズ	780円	860円	940円	1,010円	1,090円	1,170円	1,250円	1,330円
	120サイズ	940円	1,010円	1,090円	1,170円	1,250円	1,330円	1,400円	1,480円
	140サイズ	1,090円	1,170円	1,250円	1,330円	1,400円	1,480円	1,560円	1,640円
	160サイズ	1,250円	1,330円	1,400円	1,480円	1,560円	1,640円	1,720円	1,790円
	170サイズ	1,330円	1,480円	1,560円	1,640円	1,720円	1,790円	1,870円	1,950円
50個以上 100個未満	60サイズ	460円	530円	610円	680円	760円	840円	910円	990円
	80サイズ	610円	680円	760円	840円	910円	990円	1,060円	1,140円
	100サイズ	760円	840円	910円	990円	1,060円	1,140円	1,220円	1,290円
	120サイズ	910円	990円	1,060円	1,140円	1,220円	1,290円	1,370円	1,440円
	140サイズ	1,060円	1,140円	1,220円	1,290円	1,370円	1,440円	1,520円	1,600円
	160サイズ	1,220円	1,290円	1,370円	1,440円	1,520円	1,600円	1,670円	1,750円
	170サイズ	1,290円	1,440円	1,520円	1,600円	1,670円	1,750円	1,820円	1,900円
100個以上	60サイズ	440円	520円	590円	670円	740円	810円	890円	960円
	80サイズ	590円	670円	740円	810円	890円	960円	1,040円	1,110円
	100サイズ	740円	810円	890円	960円	1,040円	1,110円	1,180円	1,260円
	120サイズ	890円	960円	1,040円	1,110円	1,180円	1,260円	1,330円	1,410円
	140サイズ	1,040円	1,110円	1,180円	1,260円	1,330円	1,410円	1,480円	1,550円
	160サイズ	1,180円	1,260円	1,330円	1,410円	1,480円	1,550円	1,630円	1,700円
	170サイズ	1,260円	1,410円	1,480円	1,550円	1,630円	1,700円	1,780円	1,850円

備考

- 1 「差出個数」とは、同時に、又は1か月内に差し出された一般小包郵便物の個数をいいます。
- 2 地帯の区別は、付表1に掲げるところによります。
- 3 第1の3の(3)の(イ)の申出をした者から差し出された一般小包郵便物であって1か月内の差出個数が10個に満たなかったものについては、1の(1)(基本料金)の(ア)の規定により算出した額とします。

(4) 特別料金(3)

料金の区別 重 量	第1地帯あてのもの		第2地帯あて のもの	第3地帯あて のもの	第4地帯あて のもの
	市内あてのもの	その他のもの			
2キログラムまで	510円	610円	710円	820円	1,020円
2キログラムを超え 4キログラムまで	630円	770円	870円	980円	1,180円
4キログラムを超え 6キログラムまで	750円	930円	1,030円	1,140円	1,340円
6キログラムを超え 8キログラムまで	810円	1,010円	1,110円	1,220円	1,420円
8キログラムを超え 11キログラムまで	870円	1,090円	1,190円	1,300円	1,500円
11キログラムを超え 12キログラムまで	930円	1,170円	1,270円	1,380円	1,580円
12キログラムを超え 14キログラムまで	990円	1,250円	1,350円	1,460円	1,660円
14キログラムを超え 16キログラムまで	1,050円	1,330円	1,430円	1,540円	1,740円
16キログラムを超え 18キログラムまで	1,110円	1,410円	1,510円	1,620円	1,820円
18キログラムを超え 21キログラムまで	1,170円	1,490円	1,590円	1,700円	1,900円
21キログラムを超え 25キログラムまで	1,320円	1,690円	1,790円	1,900円	2,100円
25キログラムを超え 30キログラムまで	1,470円	1,890円	1,990円	2,100円	2,300円

備考

- 1 「市内あてのもの」とは、同一の郵便区内、都の区の存する区域内又は同一市町村内のみにおいてその引受け及び配達を行うものをいいます。以下同じとします。
- 2 地帯の区別は、付表2に掲げるところによります。

(5) 特別料金(4)

ア 6キログラムまでのものに適用する料金表

重量	料金の区別 1か月内 の差出個数	第1地帯あてのもの		第2地帯あて のもの	第3地帯あて のもの	第4地帯あて のもの
		市内あての もの	その他のもの			
6 キ ロ グ ラ ム ま で	1,000 個未満	750円	930円	1,030円	1,140円	1,340円
	1,000 個以上 5,000 個未満	390円	430円	510円	600円	720円
	5,000 個以上 10,000 個未満	380円	420円	500円	590円	710円
	10,000 個以上 20,000 個未満	370円	410円	490円	580円	700円
	20,000 個以上 50,000 個未満	360円	400円	480円	570円	690円
	50,000 個以上 100,000 個未満	350円	390円	470円	560円	680円
	100,000 個以上	330円	370円	450円	540円	660円

備考 地帯の区別は、付表2に掲げるところによります。イにおいて同じとします。

イ 11キログラムまでのものに適用する料金表

重量	料金の区別 1か月内 の差出個数	第1地帯あてのもの		第2地帯あて のもの	第3地帯あて のもの	第4地帯あて のもの
		市内あての もの	その他のもの			
11 キ ロ グ ラ ム ま で	1,000 個未満	870円	1,090円	1,190円	1,300円	1,500円
	1,000 個以上 5,000 個未満	420円	460円	540円	630円	750円
	5,000 個以上 10,000 個未満	410円	450円	530円	620円	740円
	10,000 個以上 20,000 個未満	400円	440円	520円	610円	730円
	20,000 個以上 50,000 個未満	390円	430円	510円	600円	720円
	50,000 個以上 100,000 個未満	380円	420円	500円	590円	710円
	100,000 個以上	360円	400円	480円	570円	690円

(6) 特別料金(5)

ア 2キログラムまでのものに適用する料金表

(7) 公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局に差し出されたもの

重量	料金の区別 1年内 の差出予定個数	第1地帯あてのもの		第2地帯あて のもの	第3地帯あて のもの	第4地帯あて のもの
		市内あての もの	その他のもの			
2 キ ロ グ ラ ム ま で	20,000 個以上 100,000 個未満	305円	365円	425円	490円	610円
	100,000 個以上 200,000 個未満	295円	355円	410円	475円	590円
	200,000 個以上 500,000 個未満	290円	345円	405円	465円	580円
	500,000 個以上 1,000,000 個未満	290円	335円	390円	450円	560円
	1,000,000 個以上 2,000,000 個未満	290円	330円	380円	440円	550円
	2,000,000 個以上	290円	325円	370円	425円	530円

備考

- 1 地帯の区別は、付表2に掲げるところによります。以下この(6)において同じとします。
- 2 差出開始日の属する月から1年内の差出個数の合計(以下この(6)において「1年内の差出個数」といいます。)が1年内の差出予定個数に満たなかった場合にあっては、公社の指示に従い、1年内に差し出されたその郵便物について、この表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額と次の表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額の差額を支払っていただきます。

重量	料金の区別 1年内 の差出個数	第1地帯あてのもの		第2地帯あて のもの	第3地帯あて のもの	第4地帯あて のもの
		市内あての もの	その他のもの			
2 キ ロ グ ラ ム ま で	20,000 個未満	510円	610円	710円	820円	1,020円
	20,000 個以上 100,000 個未満	305円	365円	425円	490円	610円
	100,000 個以上 200,000 個未満	295円	355円	410円	475円	590円
	200,000 個以上 500,000 個未満	290円	345円	405円	465円	580円
	500,000 個以上 1,000,000 個未満	290円	335円	390円	450円	560円
	1,000,000 個以上 2,000,000 個未満	290円	330円	380円	440円	550円

(注) 公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局は、別記18のとおりとします。

(イ) 集配郵便局（ア）の郵便局を除きます。）に差し出されたもの

重量	料金の区別 1年内 の差出予定個数	第1地帯あてのもの		第2地帯あて のもの	第3地帯あて のもの	第4地帯あて のもの
		市内あての もの	その他のもの			
2 キ ロ グ ラ ム ま で	20,000 個以上 100,000 個未満	3 2 5 円	3 8 5 円	4 4 5 円	5 1 0 円	6 3 0 円
	100,000 個以上 200,000 個未満	3 1 5 円	3 7 5 円	4 3 0 円	4 9 5 円	6 1 0 円
	200,000 個以上 500,000 個未満	3 1 0 円	3 6 5 円	4 2 5 円	4 8 5 円	6 0 0 円
	500,000 個以上 1,000,000 個未満	3 1 0 円	3 5 5 円	4 1 0 円	4 7 0 円	5 8 0 円
	1,000,000 個以上 2,000,000 個未満	3 1 0 円	3 5 0 円	4 0 0 円	4 6 0 円	5 7 0 円
	2,000,000 個以上	3 1 0 円	3 4 0 円	3 9 0 円	4 4 5 円	5 5 0 円

備考

1年内の差出個数が1年内の差出予定個数に満たなかった場合にあっては、公社の指示に従い、1年内に差し出されたその郵便物について、この表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額と次の表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額の差額を支払っていただきます。

重量	料金の区別 1年内 の差出個数	第1地帯あてのもの		第2地帯あて のもの	第3地帯あて のもの	第4地帯あて のもの
		市内あての もの	その他のもの			
2 キ ロ グ ラ ム ま で	20,000 個未満	5 1 0 円	6 1 0 円	7 1 0 円	8 2 0 円	1, 0 2 0 円
	20,000 個以上 100,000 個未満	3 2 5 円	3 8 5 円	4 4 5 円	5 1 0 円	6 3 0 円
	100,000 個以上 200,000 個未満	3 1 5 円	3 7 5 円	4 3 0 円	4 9 5 円	6 1 0 円
	200,000 個以上 500,000 個未満	3 1 0 円	3 6 5 円	4 2 5 円	4 8 5 円	6 0 0 円
	500,000 個以上 1,000,000 個未満	3 1 0 円	3 5 5 円	4 1 0 円	4 7 0 円	5 8 0 円
	1,000,000 個以上 2,000,000 個未満	3 1 0 円	3 5 0 円	4 0 0 円	4 6 0 円	5 7 0 円
	2,000,000 個未満	3 1 0 円	3 5 0 円	4 0 0 円	4 6 0 円	5 7 0 円

イ 6キログラムまでのものに適用する料金表

(ア) 公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局に差し出されたもの

重量	料金の区別 1年内 の差出予定個数	第1地帯あてのもの		第2地帯あて のもの	第3地帯あて のもの	第4地帯あて のもの
		市内あての もの	その他のもの			
6 キ ロ グ ラ ム ま で	20,000 個以上 100,000 個未満	3 8 5 円	4 2 5 円	5 0 5 円	5 9 5 円	7 1 5 円
	100,000 個以上 200,000 個未満	3 6 5 円	4 0 5 円	4 8 5 円	5 7 5 円	6 9 5 円
	200,000 個以上 500,000 個未満	3 5 5 円	3 9 5 円	4 7 5 円	5 6 5 円	6 8 5 円
	500,000 個以上 1,000,000 個未満	3 4 5 円	3 8 5 円	4 6 5 円	5 5 5 円	6 7 5 円
	1,000,000 個以上 2,000,000 個未満	3 2 5 円	3 6 5 円	4 4 5 円	5 3 5 円	6 5 5 円
	2,000,000 個以上	3 2 0 円	3 5 5 円	4 3 0 円	5 1 5 円	6 3 0 円

備考

1年内の差出個数が1年内の差出予定個数に満たなかった場合にあっては、公社の指示に従い、1年内に差し出されたその郵便物について、この表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額と次の表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額の差額を支払っていただきます。

重量	料金の区別 1年内 の差出個数	第1地帯あてのもの		第2地帯あて のもの	第3地帯あて のもの	第4地帯あて のもの
		市内あての もの	その他のもの			
6 キ ロ グ ラ ム ま で	20,000 個未満	7 5 0 円	9 3 0 円	1, 0 3 0 円	1, 1 4 0 円	1, 3 4 0 円
	20,000 個以上 100,000 個未満	3 8 5 円	4 2 5 円	5 0 5 円	5 9 5 円	7 1 5 円
	100,000 個以上 200,000 個未満	3 6 5 円	4 0 5 円	4 8 5 円	5 7 5 円	6 9 5 円
	200,000 個以上 500,000 個未満	3 5 5 円	3 9 5 円	4 7 5 円	5 6 5 円	6 8 5 円
	500,000 個以上 1,000,000 個未満	3 4 5 円	3 8 5 円	4 6 5 円	5 5 5 円	6 7 5 円
	1,000,000 個以上 2,000,000 個未満	3 2 5 円	3 6 5 円	4 4 5 円	5 3 5 円	6 5 5 円

(注) 公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局は、別記18のとおりとします。

(イ) 集配郵便局（(ア)の郵便局を除きます。）に差し出されたもの

重量	料金の区別 1年内 の差出予定個数	第1地帯あてのもの		第2地帯あて のもの	第3地帯あて のもの	第4地帯あて のもの
		市内あての もの	その他のもの			
6 キ ロ グ ラ ム ま で	20,000 個以上 100,000 個未満	4 1 5 円	4 5 5 円	5 3 5 円	6 2 5 円	7 4 5 円
	100,000 個以上 200,000 個未満	3 9 5 円	4 3 5 円	5 1 5 円	6 0 5 円	7 2 5 円
	200,000 個以上 500,000 個未満	3 8 5 円	4 2 5 円	5 0 5 円	5 9 5 円	7 1 5 円
	500,000 個以上 1,000,000 個未満	3 7 5 円	4 1 5 円	4 9 5 円	5 8 5 円	7 0 5 円
	1,000,000 個以上 2,000,000 個未満	3 5 5 円	3 9 5 円	4 7 5 円	5 6 5 円	6 8 5 円
	2,000,000 個以上	3 4 5 円	3 8 5 円	4 6 0 円	5 4 5 円	6 6 0 円

備考

1年内の差出個数が1年内の差出予定個数に満たなかった場合にあっては、公社の指示に従い、1年内に差し出されたその郵便物について、この表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額と次の表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額の差額を支払っていただきます。

重量	料金の区別 1年内 の差出個数	第1地帯あてのもの		第2地帯あて のもの	第3地帯あて のもの	第4地帯あて のもの
		市内あての もの	その他のもの			
6 キ ロ グ ラ ム ま で	20,000 個未満	7 5 0 円	9 3 0 円	1, 0 3 0 円	1, 1 4 0 円	1, 3 4 0 円
	20,000 個以上 100,000 個未満	4 1 5 円	4 5 5 円	5 3 5 円	6 2 5 円	7 4 5 円
	100,000 個以上 200,000 個未満	3 9 5 円	4 3 5 円	5 1 5 円	6 0 5 円	7 2 5 円
	200,000 個以上 500,000 個未満	3 8 5 円	4 2 5 円	5 0 5 円	5 9 5 円	7 1 5 円
	500,000 個以上 1,000,000 個未満	3 7 5 円	4 1 5 円	4 9 5 円	5 8 5 円	7 0 5 円
	1,000,000 個以上 2,000,000 個未満	3 5 5 円	3 9 5 円	4 7 5 円	5 6 5 円	6 8 5 円
	2,000,000 個未満					

ウ 11キログラムまでのものに適用する料金表

(ア) 公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局に差し出されたもの

重量	料金の区別 1年内 の差出予定個数	第1地帯あてのもの		第2地帯あて のもの	第3地帯あて のもの	第4地帯あて のもの
		市内あての もの	その他のもの			
1 1 キ ロ グ ラ ム ま で	20,000 個以上 100,000 個未満	4 1 5 円	4 5 5 円	5 3 5 円	6 2 5 円	7 4 5 円
	100,000 個以上 200,000 個未満	3 9 5 円	4 3 5 円	5 1 5 円	6 0 5 円	7 2 5 円
	200,000 個以上 500,000 個未満	3 8 5 円	4 2 5 円	5 0 5 円	5 9 5 円	7 1 5 円
	500,000 個以上 1,000,000 個未満	3 7 5 円	4 1 5 円	4 9 5 円	5 8 5 円	7 0 5 円
	1,000,000 個以上 2,000,000 個未満	3 5 5 円	3 9 5 円	4 7 5 円	5 6 5 円	6 8 5 円
	2,000,000 個以上	3 4 5 円	3 8 5 円	4 6 0 円	5 4 5 円	6 6 0 円

備考

1年内の差出個数が1年内の差出予定個数に満たなかった場合にあっては、公社の指示に従い、1年内に差し出されたその郵便物について、この表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額と次の表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額の差額を支払っていただきます。

重量	料金の区別 1年内 の差出個数	第1地帯あてのもの		第2地帯あて のもの	第3地帯あて のもの	第4地帯あて のもの
		市内あての もの	その他のもの			
1 1 キ ロ グ ラ ム ま で	20,000 個未満	8 7 0 円	1, 0 9 0 円	1, 1 9 0 円	1, 3 0 0 円	1, 5 0 0 円
	20,000 個以上 100,000 個未満	4 1 5 円	4 5 5 円	5 3 5 円	6 2 5 円	7 4 5 円
	100,000 個以上 200,000 個未満	3 9 5 円	4 3 5 円	5 1 5 円	6 0 5 円	7 2 5 円
	200,000 個以上 500,000 個未満	3 8 5 円	4 2 5 円	5 0 5 円	5 9 5 円	7 1 5 円
	500,000 個以上 1,000,000 個未満	3 7 5 円	4 1 5 円	4 9 5 円	5 8 5 円	7 0 5 円
	1,000,000 個以上 2,000,000 個未満	3 5 5 円	3 9 5 円	4 7 5 円	5 6 5 円	6 8 5 円

(注) 公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局は、別記18のとおりとします。

(イ) 集配郵便局（(ア)の郵便局を除きます。）に差し出されたもの

重量	料金の区別 1年内 の差出予定個数	第1地帯あてのもの		第2地帯あて のもの	第3地帯あて のもの	第4地帯あて のもの
		市内あての もの	その他のもの			
1 1 キ ロ グ ラ ム ま で	20,000 個以上 100,000 個未満	4 5 5 円	4 9 5 円	5 7 5 円	6 6 5 円	7 8 5 円
	100,000 個以上 200,000 個未満	4 3 5 円	4 7 5 円	5 5 5 円	6 4 5 円	7 6 5 円
	200,000 個以上 500,000 個未満	4 2 5 円	4 6 5 円	5 4 5 円	6 3 5 円	7 5 5 円
	500,000 個以上 1,000,000 個未満	4 1 5 円	4 5 5 円	5 3 5 円	6 2 5 円	7 4 5 円
	1,000,000 個以上 2,000,000 個未満	3 9 5 円	4 3 5 円	5 1 5 円	6 0 5 円	7 2 5 円
	2,000,000 個以上	3 8 5 円	4 2 5 円	5 0 0 円	5 8 5 円	7 0 0 円

備考

1年内の差出個数が1年内の差出予定個数に満たなかった場合にあっては、公社の指示に従い、1年内に差し出されたその郵便物について、この表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額と次の表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額の差額を支払っていただきます。

重量	料金の区別 1年内 の差出個数	第1地帯あてのもの		第2地帯あて のもの	第3地帯あて のもの	第4地帯あて のもの
		市内あての もの	その他のもの			
1 1 キ ロ グ ラ ム ま で	20,000 個未満	8 7 0 円	1, 0 9 0 円	1, 1 9 0 円	1, 3 0 0 円	1, 5 0 0 円
	20,000 個以上 100,000 個未満	4 5 5 円	4 9 5 円	5 7 5 円	6 6 5 円	7 8 5 円
	100,000 個以上 200,000 個未満	4 3 5 円	4 7 5 円	5 5 5 円	6 4 5 円	7 6 5 円
	200,000 個以上 500,000 個未満	4 2 5 円	4 6 5 円	5 4 5 円	6 3 5 円	7 5 5 円
	500,000 個以上 1,000,000 個未満	4 1 5 円	4 5 5 円	5 3 5 円	6 2 5 円	7 4 5 円
	1,000,000 個以上 2,000,000 個未満	3 9 5 円	4 3 5 円	5 1 5 円	6 0 5 円	7 2 5 円

付表1 一般小包郵便物等の地帯表

エリア	北海道	東北	関東	東京	南関東	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄
(各エリアに属する都道府県)	北海道	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県	東京都	神奈川県 山梨県	新潟県 長野県	富山県 石川県 福井県	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	沖縄県
北海道		2	4	4	4	4	5	5	6	7	7	7	7
東北	2	1	1	1	1	1	2	2	3	4	4	6	7
関東	4	1	1	1	1	1	1	1	2	3	3	5	6
東京	4	1	1		1	1	1	1	2	3	3	5	6
南関東	4	1	1	1	1	1	1	1	2	3	3	5	6
信越	4	1	1	1	1	1	1	1	2	3	3	5	7
北陸	5	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	3	7
東海	5	2	1	1	1	1	1	1	1	2	2	3	6
近畿	6	3	2	2	2	2	1	1	1	1	1	2	6
中国	7	4	3	3	3	3	2	2	1	1	1	1	5
四国	7	4	3	3	3	3	2	2	1	1	1	2	6
九州	7	6	5	5	5	5	3	3	2	1	2	1	3
沖縄	7	7	6	6	6	7	7	6	6	5	6	3	
備考 数字は、一般小包郵便物、空港小包郵便物、ゴルフ小包郵便物又はスキー小包郵便物を左欄に掲げるエリア内から上欄に掲げるエリア内のあて所に差し出す場合(同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び配達を行う場合を除きます。)の地帯の区別を表し、1は第1地帯を、2は第2地帯を、3は第3地帯を、4は第4地帯を、5は第5地帯を、6は第6地帯を、7は第7地帯を示すものとします。													

2 冊子小包郵便物の料金

(1) 基本料金

重 量	料 金 額
150グラムまで	180円
150グラムを超え250グラムまで	210円
250グラムを超え500グラムまで	290円
500グラムを超え1キログラムまで	340円
1キログラムを超え2キログラムまで	450円
2キログラムを超え3キログラムまで	590円

(2) 特別料金(1)

重 量	料金の区別		
	区内料金	県内料金	県外料金
200グラムまで	95円	100円	110円
200グラムを超え400グラムまで	135円	150円	160円
400グラムを超え600グラムまで	165円	180円	205円
600グラムを超え800グラムまで	200円	215円	245円
800グラムを超え1キログラムまで	230円	250円	285円
1キログラムを超え2キログラムまで	255円	275円	315円
2キログラムを超え3キログラムまで	355円	375円	435円

備考

- 「区内料金」とは、同一の郵便区内のみにおいてその引受け及び配達を行うものの料金をいいます。以下同じとします。
- 「県内料金」とは、同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び配達を行うもの（同一の郵便区内のみにおいてその引受け及び配達を行うもの以外のものに限りません。）の料金をいいます。以下(3)、(6)及び(7)並びに第3において同じとします。
- 「県外料金」とは、同一の郵便区内及び同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び配達を行うもの以外のものの料金をいいます。以下同じとします。

(3) 特別料金(2)

重 量	料金の区別		
	区内料金	県内料金	県外料金
200グラムまで	65円	70円	80円
200グラムを超え400グラムまで	105円	110円	120円
400グラムを超え600グラムまで	135円	140円	150円
600グラムを超え800グラムまで	165円	170円	185円
800グラムを超え1キログラムまで	190円	200円	215円
1キログラムを超え2キログラムまで	205円	220円	250円
2キログラムを超え3キログラムまで	285円	300円	350円

(4) 特別料金(3)

料金の区別		500グラムまで	500グラムを超え 1kgまで	1kgを超え 2kgまで	2kgを超え 3kgまで
1年内の差出予定個数	1,000,000個以上	県内料金 70円	80円	110円	260円
	3,000,000個未満	県外料金 75円	85円	120円	270円
	3,000,000個以上	県内料金 65円	75円	105円	250円
	5,000,000個未満	県外料金 70円	80円	115円	260円
	5,000,000個以上	県内料金 60円	70円	100円	240円
	8,000,000個未満	県外料金 65円	75円	110円	250円
	8,000,000個以上	県内料金 55円	65円	95円	230円
		県外料金 60円	70円	105円	240円

備考

- 1 差出開始日の属する月から1年内の差出個数の合計（以下この2において「1年内の差出個数」といいます。）が1年内の差出予定個数に満たなかった場合にあっては、公社の指示に従い、1年内に差し出されたその郵便物について、この表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額と次の表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額の差額を支払っていただきます。

料金の区別		500グラムまで	500グラムを超え 1kgまで	1kgを超え 2kgまで	2kgを超え 3kgまで
1年内の差出個数	1,000,000個未満	県内料金 180円	250円	275円	375円
		県外料金 205円	285円	315円	435円
	1,000,000個以上	県内料金 70円	80円	110円	260円
	3,000,000個未満	県外料金 75円	85円	120円	270円
	3,000,000個以上	県内料金 65円	75円	105円	250円
	5,000,000個未満	県外料金 70円	80円	115円	260円
	5,000,000個以上	県内料金 60円	70円	100円	240円
	8,000,000個未満	県外料金 65円	75円	110円	250円

- 2 「県内料金」とは、同一の郵便区内又は同一の都道府県内のみにおいてその引受け及び配達を行うものの料金をいいます。

(5) 特別料金(4)

1年内の差出予定個数	料金額
200,000個以上1,000,000個未満	95円
1,000,000個以上	90円

備考

1年内の差出個数が1年内の差出予定個数に満たなかった場合にあっては、公社の指示に従い、1年内に差し出されたその郵便物について、この表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額と次の表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額の差額を支払っていただきます。

1年内の差出個数	料金額
200,000個未満	180円
200,000個以上1,000,000個未満	95円

(6) 特別料金(5)

重量	料金の区別	区内料金	県内料金	県外料金
	100グラムまで		53円	55円

(7) 特別料金(6)

ア 公社が別に定める大きさ及び形状に関する条件を満たすもの

同時差出個数	料金の区別		
	区内料金	県内料金	県外料金
500個以上5,000個未満	28円	30円	33円
5,000個以上100,000個未満	20円	21円	24円
100,000個以上	18円	19円	21円

イ アに掲げるもの以外のもの

同時差出個数	料金の区別		
	区内料金	県内料金	県外料金
500個以上5,000個未満	39円	41円	45円
5,000個以上100,000個未満	27円	29円	33円
100,000個以上	25円	27円	30円

(注) アの公社が別に定める大きさ及び形状に関する条件は、次のとおりとします。

- 1 表面及び裏面が長方形で、その長方形の大きさが長さ14センチメートルから23.5センチメートルまで、幅9センチメートルから13センチメートルまでのものであること。
- 2 厚さが最も厚い部分において5ミリメートルを超えないものであること。

(8) 特別料金(7)

ア 公社が別に定める大きさに関する条件を満たすもの

料金の区別			500グラムまで	500グラムを超え1kgまで	1kgを超え2kgまで	2kgを超え3kgまで	3kgを超え4kgまで
1年内の差出予定個数	同時差出個数						
30,000,000個以上 40,000,000個未満	10,000個未満	指定地域あてのもの	85円	95円	118円	133円	213円
		その他のもの	90円	100円	128円	143円	233円
	10,000個以上	指定地域あてのもの	55円	65円	88円	103円	183円
		その他のもの	60円	70円	98円	113円	203円
40,000,000個以上	10,000個未満	指定地域あてのもの	83円	93円	108円	118円	193円
		その他のもの	88円	98円	118円	128円	213円
	10,000個以上	指定地域あてのもの	53円	63円	78円	88円	163円
		その他のもの	58円	68円	88円	98円	183円

備考

- 1 「同時差出個数」とは、ア及びイに規定する郵便物の個数を合計した個数をいいます。以下この

(8)において同じとします。

- 2 「指定地域」とは、特別料金(7)が適用される冊子小包郵便物の差出郵便局の存する都道府県ごとに公社が定めた地域をいい、都道府県ごとの指定地域は、付表3に掲げるところによります。以下同じとします。
- 3 1年内の差出個数が1年内の差出予定個数に満たなかった場合にあっては、公社の指示に従い、1年内に差し出されたその郵便物について、この表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額と次の表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額の差額を支払っていただきます。

料金の区別			500グラムまで	500グラムを超え1kgまで	1kgを超え2kgまで	2kgを超え3kgまで	3kgを超え4kgまで
1年内の差出個数	同時差出個数						
30,000,000個未満	10,000個未満	指定地域あてのもの	180円	250円	275円	375円	475円
		その他のもの	205円	285円	315円	435円	555円
	10,000個以上	指定地域あてのもの	180円	250円	275円	375円	475円
		その他のもの	205円	285円	315円	435円	555円
30,000,000個以上 40,000,000個未満	10,000個未満	指定地域あてのもの	85円	95円	118円	133円	213円
		その他のもの	90円	100円	128円	143円	233円
	10,000個以上	指定地域あてのもの	55円	65円	88円	103円	183円
		その他のもの	60円	70円	98円	113円	203円

(注) 公社が別に定める大きさに関する条件は、厚さが3.5センチメートルを超えないものであることとします。

イ アに掲げるもの以外のもの

料金の区別			500グラムまで	500グラムを超え1kgまで	1kgを超え2kgまで	2kgを超え3kgまで	3kgを超え4kgまで
1年内の差出予定個数	同時差出個数						
30,000,000個以上 40,000,000個未満	10,000個未満	指定地域あてのもの	115円	125円	148円	163円	263円
		その他のもの	120円	130円	158円	173円	283円
	10,000個以上	指定地域あてのもの	85円	95円	118円	133円	233円
		その他のもの	90円	100円	128円	143円	253円
40,000,000個以上	10,000個未満	指定地域あてのもの	113円	123円	138円	148円	243円
		その他のもの	118円	128円	148円	158円	263円
	10,000個以上	指定地域あてのもの	83円	93円	108円	118円	213円
		その他のもの	88円	98円	118円	128円	233円

備考

1年内の差出個数が1年内の差出予定個数に満たなかった場合にあっては、会社の指示に従い、1年内に差し出されたその郵便物について、この表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額と次の表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額の差額を支払っていただきます。

料金の区別			500グラムまで	500グラムを超え1kgまで	1kgを超え2kgまで	2kgを超え3kgまで	3kgを超え4kgまで
1年内の差出個数	同時差出個数						
30,000,000個未満	10,000個未満	指定地域あてのもの	180円	250円	275円	375円	475円
		その他のもの	205円	285円	315円	435円	555円
	10,000個以上	指定地域あてのもの	180円	250円	275円	375円	475円
		その他のもの	205円	285円	315円	435円	555円
30,000,000個以上 40,000,000個未満	10,000個未満	指定地域あてのもの	115円	125円	148円	163円	263円
		その他のもの	120円	130円	158円	173円	283円
	10,000個以上	指定地域あてのもの	85円	95円	118円	133円	233円
		その他のもの	90円	100円	128円	143円	253円

付表3 特別料金(7)が適用される冊子小包郵便物の指定地域

都道府県名	指定地域
北海道	00、04、05、06、07、08及び09
青森県	03
岩手県	02
宮城県	98
秋田県	01
山形県	99
福島県	96及び97
茨城県	30及び31
栃木県	32
群馬県	37
埼玉県	33、34、35及び36
千葉県	26、27、28及び29
神奈川県	21、22、23、24及び25
山梨県	40
東京都	10、11、12、13、14、15、16、17、18、19及び20
新潟県	94及び95
長野県	38及び39
富山県	93
石川県	92
福井県	91
岐阜県	50
静岡県	41、42及び43
愛知県	44、45、46、47、48及び49
三重県	51
滋賀県	52
京都府	60、61及び62
大阪府	53、54、55、56、57、58及び59
兵庫県	65、66及び67
奈良県	63
和歌山県	64
鳥取県	68
島根県	69
岡山県	70及び71
広島県	72及び73
山口県	74及び75
徳島県	77
香川県	76
愛媛県	79
高知県	78
福岡県	80、81、82、83及び84
長崎県	85
熊本県	86
大分県	87
宮崎県	88
鹿児島県	89
沖縄県	90
備考 数字は、1けた目及び2けた目とその数字である郵便番号が付された地域を示すものとします。	

3 心身障害者用冊子小包郵便物等の料金

料金の区別	重 量	料 金 額
心身障害者用冊子小包郵便物	3キログラムまで	2の(1)(基本料金)の規定により算出した額の半額
点字小包郵便物	3キログラムまで	2の(1)(基本料金)の規定により算出した額の半額
	3キログラムを超えるもの	1の(4)(特別料金(3))の規定により算出した額の半額
聴覚障害者用小包郵便物	3キログラムまで	2の(1)(基本料金)の規定により算出した額の半額

4 定形小包郵便物の料金

500円

5 空港小包郵便物の料金

(1) 基本料金

ア イに掲げるもの以外のもの

料金の区別 サイズ	県内あ てのも の	第1地 帯あて のもの	第2地 帯あて のもの	第3地 帯あて のもの	第4地 帯あて のもの	第5地 帯あて のもの	第6地 帯あて のもの	第7地 帯あて のもの
60サイズ	1,220円	1,320円	1,420円	1,520円	1,620円	1,720円	1,820円	1,920円
80サイズ	1,420円	1,520円	1,620円	1,720円	1,820円	1,920円	2,020円	2,120円
100サイズ	1,620円	1,720円	1,820円	1,920円	2,020円	2,120円	2,220円	2,320円
120サイズ	1,820円	1,920円	2,020円	2,120円	2,220円	2,320円	2,420円	2,520円
140サイズ、 160サイズ及 び170サイズ	1,970円	1,970円	2,170円	2,370円	2,470円	2,970円	3,070円	3,170円

備考 地帯の区別は、付表1に掲げるところによります。イにおいて同じとします。

イ 郵便局において差し出されたもの

料金の区別 サイズ	県内あ てのも の	第1地 帯あて のもの	第2地 帯あて のもの	第3地 帯あて のもの	第4地 帯あて のもの	第5地 帯あて のもの	第6地 帯あて のもの	第7地 帯あて のもの
60サイズ	1,120円	1,220円	1,320円	1,420円	1,520円	1,620円	1,720円	1,820円
80サイズ	1,320円	1,420円	1,520円	1,620円	1,720円	1,820円	1,920円	2,020円
100サイズ	1,520円	1,620円	1,720円	1,820円	1,920円	2,020円	2,120円	2,220円
120サイズ	1,720円	1,820円	1,920円	2,020円	2,120円	2,220円	2,320円	2,420円
140サイズ、 160サイズ及 び170サイズ	1,870円	1,870円	2,070円	2,270円	2,370円	2,870円	2,970円	3,070円

(2) 特別料金

ア 第8条（大きさ及び重量の制限）に規定する大きさの最大限を超えるもの

(1)（基本料金）の規定により算出した額（「140サイズ、160サイズ及び170サイズ」の欄に掲げるものに限りません。）

イ 第8条（大きさ及び重量の制限）に規定する重量の制限を超えるもの

(1)（基本料金）の規定により算出した額

6 ゴルフ小包郵便物の料金

(1) 基本料金

ア イに掲げるもの以外のもの

料金の区別 サイズ	県内あ てのも の	第1地 帯あて のもの	第2地 帯あて のもの	第3地 帯あて のもの	第4地 帯あて のもの	第5地 帯あて のもの	第6地 帯あて のもの	第7地 帯あて のもの
60サイズ、80 サイズ、100 サイズ及び 120サイズ	1の(1)(基本料金)のアの規定により算出した額							
140サイズ、 160サイズ及 び170サイズ	1,350円	1,350円	1,550円	1,750円	1,850円	2,350円	2,450円	2,550円

備考 地帯の区別は、付表1に掲げるところによります。イにおいて同じとします。

イ 郵便局において差し出されたもの

料金の区別 サイズ	県内あ てのも の	第1地 帯あて のもの	第2地 帯あて のもの	第3地 帯あて のもの	第4地 帯あて のもの	第5地 帯あて のもの	第6地 帯あて のもの	第7地 帯あて のもの
60サイズ、80 サイズ、100 サイズ及び 120サイズ	1の(1)(基本料金)のイの規定により算出した額							
140サイズ、 160サイズ及 び170サイズ	1,250円	1,250円	1,450円	1,650円	1,750円	2,250円	2,350円	2,450円

(2) 特別料金

ア 第8条(大きさ及び重量の制限)に規定する大きさの最大限を超えるもの

(1)(基本料金)の規定により算出した額(「140サイズ、160サイズ及び170サイズ」の欄に掲げるものに限り、)。

イ 第8条(大きさ及び重量の制限)に規定する重量の制限を超えるもの

(1)(基本料金)の規定により算出した額

7 スキー小包郵便物の料金

(1) 基本料金

ア イに掲げるもの以外のもの

料金の区別 サイズ	県内あ てのも の	第1地 帯あて のもの	第2地 帯あて のもの	第3地 帯あて のもの	第4地 帯あて のもの	第5地 帯あて のもの	第6地 帯あて のもの	第7地 帯あて のもの
60サイズ、80 サイズ、100 サイズ及び 120サイズ	1の(1)(基本料金)のアの規定により算出した額							
140サイズ、 160サイズ及 び170サイズ	1,350円	1,350円	1,550円	1,750円	1,850円	2,350円	2,450円	2,550円

備考 地帯の区別は、付表1に掲げるところによります。イにおいて同じとします。

イ 郵便局において差し出されたもの

料金の区別 サイズ	県内あ てのも の	第1地 帯あて のもの	第2地 帯あて のもの	第3地 帯あて のもの	第4地 帯あて のもの	第5地 帯あて のもの	第6地 帯あて のもの	第7地 帯あて のもの
60サイズ、80 サイズ、100 サイズ及び 120サイズ	1の(1)(基本料金)のイの規定により算出した額							
140サイズ、 160サイズ及 び170サイズ	1,250円	1,250円	1,450円	1,650円	1,750円	2,250円	2,350円	2,450円

(2) 特別料金

ア 第8条(大きさ及び重量の制限)に規定する大きさの最大限を超えるもの

(1)(基本料金)の規定により算出した額(「140サイズ、160サイズ及び170サイズ」の欄に掲げるものに限り、ます。)

イ 第8条(大きさ及び重量の制限)に規定する重量の制限を超えるもの

(1)(基本料金)の規定により算出した額

8 簡易小包郵便物の料金

(1) 基本料金

重 量	料 金 額
1キログラムまで	400円

(2) 特別料金(1)

1年内の差出予定個数	料 金 額
10,000個以上50,000個未満	210円
50,000個以上100,000個未満	200円
100,000個以上500,000個未満	190円
500,000個以上1,000,000個未満	180円
1,000,000個以上	170円

備考

差出開始日の属する月から1年内の差出個数の合計（以下この(2)において「1年内の差出個数」といいます。）が1年内の差出予定個数に満たなかった場合にあっては、公社の指示に従い、1年内に差し出されたその郵便物について、この表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額と次の表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額の差額を支払っていただきます。

1年内の差出個数	料 金 額
10,000個未満	400円
10,000個以上50,000個未満	210円
50,000個以上100,000個未満	200円
100,000個以上500,000個未満	190円
500,000個以上1,000,000個未満	180円

(3) 特別料金(2)

1年内の受取予定個数	料 金 額
50,000個以上100,000個未満	200円
100,000個以上500,000個未満	190円
500,000個以上1,000,000個未満	180円
1,000,000個以上	170円

備考

受取開始日の属する月から1年内の受取個数の合計（以下この(3)において「1年内の受取個数」といいます。）が1年内の受取予定個数に満たなかった場合にあっては、公社の指示に従い、1年内に受け取ったその郵便物について、この表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額と次の表の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額の差額を支払っていただきます。

1年内の受取個数	料 金 額
50,000個未満	400円
50,000個以上100,000個未満	200円
100,000個以上500,000個未満	190円
500,000個以上1,000,000個未満	180円

第3 料金割引

1 一般小包郵便物等の料金割引

(1) 基本料金が適用される一般小包郵便物の料金割引

次のいずれかの条件を満たす基本料金が適用される一般小包郵便物（料金受取人払とするもの、料金着払とするもの及び第1の3の(3)（特別料金(2)）のアの(イ)の申出をした者から差し出されたものを除きます。）の料金については、第2の1の(1)（基本料金）の規定により算出した額から、50円を割り引きます。この場合において、次に掲げる条件のいずれも満たすものについては、イの条件のみを満たすものとみなします。

ア その郵便物に記載されている受取人の住所又は居所と同一の住所又は居所が記載されている一般小包郵便物の受領証（公社が別に定めるものに限り、）を添えて差し出されたものであること。

イ 記載されている受取人の住所又は居所（あて名変換郵便とするものにあつては、第161条の2（あて名変換郵便の取扱い）第1項に規定する識別符号）が同一の複数（6個以下に限り、）の郵便物を同時に差し出されたものであること。

（注） アの公社が別に定めるものは、一般小包郵便物（この(1)のアの料金割引の適用を受けようとする郵便物の差出しの日前1年以内に差し出されたものに限り、）の受領証であつて、公社が指定するものとします。

(2) 特別料金(3)が適用される一般小包郵便物等の料金割引

ア 同時に差し出されたものの料金割引

次に掲げる条件を満たす特別料金(3)が適用される一般小包郵便物、点字小包郵便物及び聴覚障害者用小包郵便物（以下この(2)において「一般小包郵便物等」といいます。）の料金については、その合計額（同時に差し出されたその郵便物について第2の1の(4)（特別料金(3)）又は第2の3（心身障害者用冊子小包郵便物等の料金）の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下このアにおいて同じとします。）に次表に掲げる率を乗じて得た額を、合計額から割り引きます。

ア 同時に200個以上（点字小包郵便物又は聴覚障害者用小包郵便物にあつては、10個以上）差し出されたものであること。

イ 公社が別に定める料金支払方法及び差出時刻に関する条件を満たすものであること。

（注） イの公社が別に定める料金支払方法及び差出時刻に関する条件は、次のとおりとします。

- 1 料金別納、料金後納又は料金計器別納としたものであること。
- 2 差出郵便局が指定した時刻までに差し出されたものであること。

（一般小包郵便物等の料金の合計額の割引率）

1 基本割引率

同時差出個数	割引率
200個以上（点字小包郵便物又は聴覚障害者用小包郵便物にあつては、10個以上）300個未満	25%
300個以上500個未満	28%
500個以上	30%

2 特別割引率

1に掲げる基本割引率を適用すべき場合において、その郵便物が次表に掲げる条件を満たして差し出されたときは、それぞれ、1の表に掲げる基本割引率に次表に掲げる率を加算した率とします。

条 件	割 引 率
<p>(1) 公社が別に定める郵便局に500個以上差し出されたものであること。 (注) 公社が別に定める郵便局は、支社が指定した郵便局とします。</p>	5%
<p>(2) 次に掲げる条件を満たすものであること。 ア 2,000個以上差し出されたものであること。 イ その郵便物をこれと同種の他の郵便物の送達日数に3日程度加算した日数により送達する特別な取扱いをすることの承諾をしたものであること。 ウ 公社が別に定める表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。 (注) ウの公社が別に定める表示及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。 1 別記2若しくは別記5の規定による表示又は料金計器による印影の傍らに「特割」の文字を明瞭に朱記したものであること。 2 特殊取扱としないものであること。</p>	5%
<p>(3) 次に掲げる条件を満たすものであること。 ア 公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局に5,000個以上差し出されたものであること。 イ 公社が別に定める形状、重量、容器納入、差出方法及び取扱いに関する条件を満たすものであること。 (注1) アの公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局は、別記18のとおりとします。 (注2) イの公社が別に定める形状、重量、容器納入、差出方法及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。 1 形状及び重量が同一のものであること。 2 差出郵便局が指示するところにより、その郵便物を差し出そうとする日の前日から起算して10日前の日(その郵便局がその郵便物の引受けに関する事務に支障がないと認める場合にあっては、その郵便局が指定する日)までに、差し出そうとする郵便物の概数その他その郵便局が指示する事項を記載した書面を提出した上、その郵便物をその受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分し、その郵便局が指示するところにより、郵便区番号ごとにまとめてその郵便局が指定する容器に納入し、受取人の氏名、住所その他その郵便局が指示する事項を記載した用紙を添え、かつ、その書面に記載されたところに従い、差し出されたものであること。 3 特殊取扱としないものであること。</p>	10%
<p>(4) (1)及び(2)の条件を満たすものであること。</p>	10%
<p>(5) (2)及び(3)の条件を満たすものであること。</p>	15%

イ 1か月内に差し出されたものの料金割引

(ア) 次に掲げる条件を満たす一般小包郵便物等の料金については、その総計額（一の郵便局に1か月内に差し出されたその郵便物について第2の1の(4)（特別料金(3)）又は第2の3（心身障害者用冊子小包郵便物等の料金）の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下このイにおいて同じとします。）に次表に掲げる率を乗じて得た額を、総計額から割り引きます。

A 一の郵便局に1か月内に200個以上（点字小包郵便物又は聴覚障害者用小包郵便物にあっては、100個以上）差し出されたものであること。

B 公社が別に定める料金支払方法及び差出時刻に関する条件を満たすものであること。

（注） Bの公社が別に定める料金支払方法及び差出時刻に関する条件は、次のとおりとします。

- 1 料金後納（料金を後納とする料金計器別納を含みます。）としたものであること。
- 2 差出郵便局が指定した時刻までに差し出されたものであること。

（一般小包郵便物等の料金の総計額の割引率）

1 基本割引率	
1 か 月 内 の 差 出 個 数	割 引 率
200個以上（点字小包郵便物又は聴覚障害者用小包郵便物にあっては、100個以上）300個未満	25%
300個以上500個未満	28%
500個以上1,000個未満	30%
1,000個以上5,000個未満	32%
5,000個以上10,000個未満	33%
10,000個以上20,000個未満	34%
20,000個以上	35%

2 特別割引率	
条 件	割 引 率
(1) 公社が別に定める郵便局に500個以上差し出されたものであること。 （注） 公社が別に定める郵便局は、支社が指定した郵便局とします。	5%
(2) 次に掲げる条件を満たすものであること。 ア 同時に2,000個以上差し出されたものであること。 イ その郵便物をこれと同種の他の郵便物の送達日数に3日程度加算した日数により送達する特別な取扱いをすることの承諾をしたものであること。 ウ 公社が別に定める表示及び取扱いに関する条件を満たすものであること。 （注） ウの公社が別に定める表示及び取扱いに関する条件は、第3の1の(2)のアの表の2の(2)の（注）に掲げる条件を満たすものであることとします。	5%
(3) 次に掲げる条件を満たすものであること。 ア 公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局に同時に5,000個以上差し出されたものであること。	10%

イ 会社が別に定める形状、重量、容器納入、差出方法及び取扱いに関する条件を満たすものであること。 (注1) アの会社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局は、別記18のとおりとします。 (注2) イの会社が別に定める形状、重量、容器納入、差出方法及び取扱いに関する条件は、第3の1の(2)のアの表の2の(3)の(注2)に掲げる条件を満たすものであることとします。	
(4) (1)及び(2)の条件を満たすものであること。	10%
(5) (2)及び(3)の条件を満たすものであること。	15%

(イ) (ア)の規定による割引をすべき場合において、その郵便物の差出人が、会社が別に定めるところにより、料金割引の適用の申出をし、かつ、その差出しの日の属する月の前6か月内に、次に掲げる条件を満たす一般小包郵便物、点字小包郵便物又は聴覚障害者用小包郵便物を差し出したときは、(ア)の表に掲げる割引率に次表に掲げる率を加算した率を総計額に乗じて得た額を、総計額から割り引きます。

A 一の郵便局に200個以上(点字小包郵便物又は聴覚障害者用小包郵便物にあっては、100個以上)差し出されたものであること。

B 会社が別に定める料金支払方法に関する条件を満たすものであること。

(注1) (イ)の会社が別に定めるところは、料金割引を受けようとする最初の月の15日までに、氏名、住所その他後納承認局(承認差出局、計器別納取扱局及び計器別納特例取扱局を含みます。)が指示する事項を記載した書面を、その郵便局に提出していただくこととします。提出した書面の内容を変更しようとするときも同様とします。

(注2) Bの会社が別に定める料金支払方法に関する条件は、料金後納(料金を後納とする料金計器別納を含みます。)としたものであることとします。

(一般小包郵便物等の料金の総計額の割引率に加算する割引率)

6 か 月 内 の 差 出 個 数	割 引 率
200個以上(点字小包郵便物又は聴覚障害者用小包郵便物にあっては、100個以上)300個未満	2.5%
300個以上500個未満	2.8%
500個以上1,000個未満	3%
1,000個以上5,000個未満	3.2%
5,000個以上10,000個未満	3.3%
10,000個以上20,000個未満	3.4%
20,000個以上	3.5%

ウ 1か月内に交付されたものの料金割引

(ア) 次に掲げる条件を満たす特別料金(3)が適用される一般小包郵便物の料金について、その郵便物の受取人(その者が法人であるときは、その法人の本店、支店等を含みます。以下このウにおいて同じとします。)が、会社が別に定めるところにより、料金割引の適用の申出をしたときは、その総計額(その受取人に1か月内に交付したその郵便物について第2の1の(2)(特別料金(1))(第1の3の(4)(特別料金(3)))に規定する条件を満たすものに限り、)及び第2の1の(4)(特別料金(3))の規定による料金の額を合計した額をいいます。以下このウにおいて同じとします。)にイの(ア)の表の1に掲げる基本割引率を乗じて得た額を、総計額から割り引きます。この場合において、同表の1中「差出個数」とあるのは「交付を受けた個数」と読み替えるものとします。

A 1か月内に200個以上交付を受けたものであること。

- B その郵便物の受取人が、その郵便物の配達事務を取り扱う郵便局が指定する方法により交付を受けることについて承諾をしたものであること。
- C 会社が別に定める料金支払方法及び取扱いに関する条件を満たすものであること。

(注1) (ア)の会社が別に定めるところは、次に定めるところによります。

- 1 料金割引を受けようとする最初の月の前月末日までに、氏名、住所その他その郵便物の配達事務を取り扱う郵便局が指示する事項を記載した書面を、その郵便局に提出していただきます。提出した書面の内容を変更しようとするとき又はその適用を受ける必要がなくなったときも同様とします。
- 2 複数の郵便局においてその郵便物の交付を受けようとするときは、あらかじめその郵便局を申し出ていただきます。

(注2) Cの会社が別に定める料金支払方法及び取扱いに関する条件は、次のとおりとします。

- 1 着払後納としたものであること。この場合において、(注1)の2の規定により複数の郵便局を申し出るときは、これらの郵便局のうち一局を、あらかじめ料金を支払う郵便局として指定していただきます。
- 2 特殊取扱としないものであること。

(イ) (ア)の規定による割引をすべき場合において、その郵便物の受取人が、会社が別に定めるところにより、料金割引の適用の申出をし、かつ、その交付を受ける日の属する月の前6か月内に、(ア)の規定による割引をすべき郵便物を200個以上交付を受けたときは、イの(ア)の表の1に掲げる基本割引率にイの(イ)の表に掲げる割引率を加算した率を総計額に乗じて得た額を、総計額から割り引きます。この場合において、イの(ア)の表の1及びイの(イ)の表中「差出個数」とあるのは「交付を受けた個数」と読み替えるものとします。

(注) (イ)の会社が別に定めるところは、料金割引を受けようとする最初の月の15日までに、氏名、住所その他その郵便物の配達事務を取り扱う郵便局が指示する事項を記載した書面を、その郵便局(ア)の(注2)の1の規定により料金を支払う郵便局を指定した場合にあっては、その指定した郵便局)に提出していただくこととします。提出した書面の内容を変更しようとするときも同様とします。

(3) 特別料金(4)が適用される一般小包郵便物の料金割引

ア 1か月内の差出個数が1,000個以上のもの

1か月内の差出個数が1,000個以上の一般小包郵便物の特別料金(4)を適用すべき場合において、その郵便物の差出人が、会社が別に定めるところにより、料金割引の適用の申出をし、かつ、その差出しの日の属する月の前6か月内に、次に掲げる条件を満たす一般小包郵便物、点字小包郵便物又は聴覚障害者用小包郵便物を差し出したときは、1か月内の差出個数が1,000個以上の一般小包郵便物の特別料金(4)の総計額(第1の3の(5)(特別料金(4))のイの規定により会社が別に定める差出郵便局(以下この(3)において「指定局」といいます。)に1か月内に差し出されたその郵便物について第2の1の(5)(特別料金(4))の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下このアにおいて同じとします。)に(2)のイの(イ)の表に掲げる率を乗じて得た額を、総計額から割り引きます。

(ア) 一の郵便局に200個以上(点字小包郵便物又は聴覚障害者用小包郵便物にあっては、100個以上)差し出されたものであること。

(イ) 会社が別に定める料金支払方法に関する条件を満たすものであること。

(注1) アの会社が別に定めるところは、(2)のイの(イ)の(注1)に定めるところによります。

(注2) (イ)の会社が別に定める料金支払方法に関する条件は、(2)のイの(イ)の(注2)に掲げる条件を満たすものであることとします。

イ 1か月内の差出個数が1,000個未満のもの

(ア) 1 か月内の差出個数が1,000個未満の一般小包郵便物の特別料金(4)を適用すべき場合において、1 か月内に200個以上差し出されたその郵便物の料金については、その総計額(指定局に1 か月内に差し出されたその郵便物について第2の1の(5)(特別料金(4))の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額をいいます。以下このイにおいて同じとします。)に(2)のイの(ア)の表の1に掲げる基本割引率(指定局に1 か月内に500個以上差し出されたその郵便物にあっては、(2)のイの(ア)の表の1に掲げる基本割引率に5%を加算した率。(イ)において同じとします。)を乗じて得た額を、総計額から割り引きます。

(イ) (ア)の規定による割引をすべき場合において、その郵便物の差出人が、公社が別に定めるところにより、料金割引の適用の申出をし、かつ、その差出しの日の属する月の前6か月内に、次に掲げる条件を満たす一般小包郵便物、点字小包郵便物又は聴覚障害者用小包郵便物を差し出したときは、(2)のイの(ア)の表の1に掲げる基本割引率に(2)のイの(イ)の表に掲げる割引率を加算した率を総計額に乗じて得た額を、総計額から割り引きます。

A 一の郵便局に200個以上(点字小包郵便物又は聴覚障害者用小包郵便物にあっては、100個以上)差し出されたものであること。

B 公社が別に定める料金支払方法に関する条件を満たすものであること。

(注1) (イ)の公社が別に定めるところは、(2)のイの(イ)の(注1)に定めるところによります。

(注2) Bの公社が別に定める料金支払方法に関する条件は、(2)のイの(イ)の(注2)に掲げる条件を満たすものであることとします。

2 冊子小包郵便物の料金割引

(1) 特別料金(1)又は特別料金(2)が適用される冊子小包郵便物の料金割引

ア 同時に差し出されたものの料金割引

(ア) 次に掲げる条件を満たす特別料金(1)の県内料金又は県外料金が適用される冊子小包郵便物の料金については、その県内料金を適用すべきものの料金の合計額（同時に差し出されたその郵便物について第2の2の(2)（特別料金(1)）の規定によるそれぞれの郵便物の県内料金の額を合計した額をいいます。以下このアにおいて「県内料金合計額」といいます。）及びその県外料金を適用すべきものの料金の合計額（同時に差し出されたその郵便物について第2の2の(2)（特別料金(1)）の規定によるそれぞれの郵便物の県外料金の額を合計した額をいいます。以下このアにおいて「県外料金合計額」といいます。）につき、それぞれ次表に掲げる率を乗じて得た額を、県内料金合計額及び県外料金合計額からそれぞれ割り引きます。

A 公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局に同時に差し出されたものであること。

B 特別料金(1)の県内料金を適用すべきものの数量と特別料金(1)の県外料金を適用すべきものの数量を加えた数量が3,000個以上のものであること。

(注) Aの公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局は、別記18のとおりとします。

(特別料金(1)が適用される冊子小包郵便物の料金の合計額の割引率)

区 分	割 引 率
特別料金(1)の県内料金を適用すべきもの	5%
特別料金(1)の県外料金を適用すべきもの	6%

(イ) 次に掲げる条件を満たす特別料金(2)の県内料金又は県外料金が適用される冊子小包郵便物の料金については、その県内料金を適用すべきものの料金の合計額（同時に差し出されたその郵便物について第2の2の(3)（特別料金(2)）の規定によるそれぞれの郵便物の県内料金の額を合計した額をいいます。以下このアにおいて「特別県内料金合計額」といいます。）及びその県外料金を適用すべきものの料金の合計額（同時に差し出されたその郵便物について第2の2の(3)（特別料金(2)）の規定によるそれぞれの郵便物の県外料金の額を合計した額をいいます。以下このアにおいて「特別県外料金合計額」といいます。）につき、それぞれ次表に掲げる率を乗じて得た額を、特別県内料金合計額及び特別県外料金合計額からそれぞれ割り引きます。

A (ア)のAの郵便局に同時に差し出されたものであること。

B 特別料金(2)の県内料金を適用すべきものの数量と特別料金(2)の県外料金を適用すべきものの数量を加えた数量が3,000個以上であること。

(特別料金(2)が適用される冊子小包郵便物の料金の合計額の割引率)

区 分	割 引 率
特別料金(2)の県内料金を適用すべきもの	5%
特別料金(2)の県外料金を適用すべきもの	6%

(ウ) 次に掲げる条件を満たす特別料金(2)の県内料金又は県外料金が適用される冊子小包郵便物の料金については、その特別県内料金合計額及び特別県外料金合計額につき、それぞれ(イ)の表に掲げる割引率に3%を加算した率を乗じて得た額を、特別県内料金合計額及び特別県外料金合計額からそれぞれ割り引きます。

A 公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局に同時に差し出されたものであること。

B 特別料金(2)の県内料金を適用すべきものの数量と特別料金(2)の県外料金を適用すべきものの数量を加えた数量が50,000個以上のものであること。

C 公社が別に定める容器納入及び差出方法に関する条件を満たすものであること。

(注1) Aの公社が郵便物の運送方法を勘案して別に定める郵便局は、別記18のとおりとしま

す。

(注2) Cの公社が別に定める容器納入及び差出方法に関する条件は、差出郵便局が指示するところにより、その郵便物を差し出そうとする日の前日から起算して10日前の日(その郵便局がその郵便物の引受けに関する事務に支障がないと認める場合にあっては、その郵便局が指定する日)までに、差し出そうとする郵便物の概数その他その郵便局が指示する事項を記載した書面を提出した上、その郵便局が指示するところにより、郵便区番号ごとにまとめたものを、その郵便局が指定する容器に納入し、かつ、その書面に記載されたところに従い、差し出されたものであることとします。

(I) 次に掲げる条件を満たす特別料金(1)の県外料金又は特別料金(2)の県外料金が適用される冊子小包郵便物の料金については、その県外料金合計額又は特別県外料金合計額に6%を乗じて得た額を、それぞれ県外料金合計額又は特別県外料金合計額から割り引きます。

A (ア)のAの郵便局以外の郵便局に同時に3,000個以上差し出されたものであること。

B その郵便物をこれと同種の他の郵便物の送達日数に7日程度加算した日数により送達する特別な取扱いをすることの承諾(以下この2において「7日程度送達余裕承諾」といいます。)をしたものであること。

イ 1か月内に差し出されたものの料金割引

(ア) 次に掲げる条件を満たす特別料金(2)が適用される冊子小包郵便物の料金については、その総計額(一の郵便局に1か月内に差し出されたその郵便物のそれぞれの料金の合計額(同時に差し出されたその郵便物について第2の2の(3)(特別料金(2))の規定によるそれぞれの郵便物の料金の額を合計した額(アの(ア)から(I)までの規定によりその郵便物の料金の合計額が割引されるものについては、これらの規定によりその郵便物の料金の合計額から割引された後の額)をいいます。)を合計した額をいいます。以下このイにおいて同じとします。)に次表に掲げる率を乗じて得た額を、総計額から割り引きます。

A 一の郵便局に1か月内に50,000個以上差し出されたものであること。

B 公社が別に定める料金支払方法に関する条件を満たすものであること。

(注) Bの公社が別に定める料金支払方法に関する条件は、料金後納(料金を後納とする料金計器別納を含みます。)としたものであることとします。

(冊子小包郵便物の料金の総計額の割引率)

1 か 月 内 の 差 出 個 数	割 引 率
50,000個以上100,000個未満	4%
100,000個以上500,000個未満	8%
500,000個以上1,000,000個未満	15%
1,000,000個以上1,500,000個未満	20%
1,500,000個以上2,000,000個未満	23%
2,000,000個以上	25%

(I) (ア)の規定による割引をすべき場合において、その郵便物の差出人が、公社が別に定めるところにより、料金割引の適用の申出をし、かつ、その差出しの日の属する月の前6か月内に、次に掲げる条件を満たす特別料金(1)又は特別料金(2)が適用される冊子小包郵便物を差し出したときは、(ア)の表に掲げる割引率に次表に掲げる率を加算した率を総計額に乗じて得た額を、総計額から割り引きます。

A 一の郵便局に50,000個以上差し出されたものであること。

B 公社が別に定める料金支払方法に関する条件を満たすものであること。

(注1) (I)の公社が別に定めるところは、1の(2)のイの(イ)の(注1)に定めるところによります。

(注2) Bの公社が別に定める料金支払方法に関する条件は、1の(2)のイの(イ)の(注2)に掲げ

る条件を満たすものであることとします。

(冊子小包郵便物の料金の総計額の割引率に加算する割引率)

6 か 月 内 の 差 出 個 数	割 引 率
50,000個以上100,000個未満	0.4%
100,000個以上500,000個未満	0.8%
500,000個以上1,000,000個未満	1.5%
1,000,000個以上1,500,000個未満	2%
1,500,000個以上2,000,000個未満	2.3%
2,000,000個以上	2.5%

(2) 特別料金(6)が適用される冊子小包郵便物の料金割引

特別料金(6)が適用される冊子小包郵便物であって、7日程度送達余裕承諾をしたものの料金については、それぞれ、第2の2の(7)(特別料金(6))の規定により算出した額から、1円を割り引きます。

3 空港小包郵便物等の料金割引

次に掲げる条件を満たす空港小包郵便物、ゴルフ小包郵便物又はスキー小包郵便物(以下この3において「空港小包郵便物等」といいます。)のそれぞれの料金については、それぞれ、第2の5(空港小包郵便物の料金)第2の6(ゴルフ小包郵便物の料金)又は第2の7(スキー小包郵便物の料金)の規定により算出した額から、100円を割り引きます。

- (1) 受取人に配達され、又は交付された空港小包郵便物等(公社が別に定める料金支払方法に関する条件を満たすものに限り、以下この3において「往路郵便物」といいます。)の内容品を再び空港小包郵便物等(差出人の氏名及び住所又は居所をあて名とするものに限り、以下この3において「復路郵便物」といいます。)であること。
- (2) 往路郵便物の差出しの際、復路郵便物を差し出すことを約したものであること。
- (3) 往路郵便物の配達又は交付事務を受け持つ郵便局に差し出されたものであること。
- (4) その郵便物に適用する料金の区別(第2の5の(1)(基本料金)第2の6の(1)(基本料金)及び第2の7の(1)(基本料金)の表中「料金の区別」の欄に掲げるものをいいます。以下この(4)において同じとします。)及びサイズの区別が往路郵便物に適用した料金の区別及びサイズの区別と同一であること。
- (5) 公社が別に定める料金支払方法に関する条件を満たすものであること。
- (6) 公社が別に定める期間内に差し出されたものであること。

(注1) (1)及び(5)の公社が別に定める料金支払方法に関する条件は、公社の指示するところにより、郵便切手をはり付けたものであること又は料金別納としたものであることとします。

(注2) (6)の公社が別に定める期間は、往路郵便物の差出しの日から1か月内とします。